

塩野義製薬株式会社

証券コード:4507

第159回

定時株主総会 招集ご通知

●日 時

2024年6月20日(木曜日)

午前10時(受付開始/午前9時)

●場 所

ハービスHALL

大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA地下2階

●決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件



SHIONOGI



株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素よりSHIONOGIへの格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

SHIONOGIは「常に人々の健康を守るために必要な最もよい”薬（ヘルスケアソリューション）”を提供する」ことを基本方針（SHIONOGI Group Heritage）に掲げ、ヘルスケアの発展に貢献すべく取り組んでまいりました。2023年度は、中期経営計画STS2030 Revisionを新たに発表し、その第一歩を踏み出した重要な年でした。このたびの改訂は、私たちが新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する取り組みから得た「成果」と「学び」をもとに、「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」という2030年Visionの実現に向けた道筋をより明確にしたものです。特に、2023年度～2025年度の3年間においては、自社創製の感染症薬を自らの手で、世界中の患者さまにお届けし、真のグローバル企業として、「創り、造り、売る」の体現を目指しています。

SHIONOGIの目指す方向性そのものは2020年に策定したSTS2030と変わりありません。2024年度もヘルスケアサービスを提供するHaaS（Healthcare as a Service）企業への進化を加速し、真のグローバル企業として、世界中のステークホルダーの皆さまから将来にわたって必要とされるパートナーと認識いただけるよう、変革への挑戦を続けてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長兼社長 CEO **手代木 功**

決算ハイライト

売上収益および営業利益について過去最高業績を2年連続で更新

- ◆ 売上収益：4,351億円（4,267億円：2022年度）
- ◆ 営業利益：1,533億円（1,490億円：2022年度）
- ◆ 税引前利益：1,983億円（2,203億円：2022年度）
親会社の所有者に帰属する
- ◆ 当期利益：1,620億円（1,850億円：2022年度）



グループ経営理念

SHIONOGIグループ経営理念はこちらからもご確認いただけます。

<https://www.shionogi.com/jp/ja/company/business.html>



SHIONOGIの基本方針

SHIONOGIは、常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する

新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す

- コンプライアンスの徹底
- 不屈の精神による貫徹
- 社会への貢献と共存
- 既成概念の打破による進化
- 多様性の尊重

2030年あるいはそれ以降にSHIONOGIがありたい姿を考えるプロジェクト「Oneness」を2018年に立ち上げ、議論を重ねた結果、基本方針をすべての活動の根幹となる礎、すなわちHeritageと位置付けた上で新たなVisionとValuesを策定いたしました。策定にあたり、プロジェクトメンバーは1年以上にわたり、SHIONOGIのありたい姿について、幾多の話し合いと熟考を重ねてまいりました。20年、30年後のヘルスケアや社会の姿、SHIONOGIの真の強みと弱み、それぞれの夢も語り合い、一進一退を繰り返しながら一つひとつの言葉と向き合い、新しく生まれ変わる覚悟をもって作られたのが、SHIONOGI Group Vision/Valuesです。

SHIONOGI Group Vision 2030年にSHIONOGIが成し遂げたいこと

従来の「創薬型製薬企業」からヘルスケアサービスを提供する「HaaS[®]創造企業」へと変革し、患者さまや社会の抱える困りごとを解決する。その為に、「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」というSHIONOGI Group Visionを掲げました。

※ Healthcare as a Service：医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供すること

SHIONOGI Group Values Vision達成に不可欠な価値観

Visionの達成には、一人ひとりの価値観に基づく行動の実践が不可欠であり、その上で重要となる価値観として5つのValuesを掲げました。SHIONOGIは、社会の信頼に応えるためにコンプライアンスを徹底しながら、変化を恐れず多様性を受容し、不屈の精神で既成概念を超えて「Transform」することで、新たなVisionの実現に取り組んでまいります。その結果、企業市民として社会課題を解決し、豊かな社会の実現に貢献してまいります。

SHIONOGIは、この経営理念（Heritage/Vision/Values）に基づいた活動を通じてSHIONOGIらしさを一層強めながら、すべてのステークホルダーの皆さまとともに今後も成長を続けてまいります。

SHIONOGI Group Vision (2030年Vision) と中期経営計画STS2030 Revision

SHIONOGIグループは、2030年に成し遂げたいこと、すなわち「2030年Vision」を策定するとともに、このVisionを実現するために、2020年に中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030 (STS2030)」を発表し、取り組みを進めてまいりました。

2030年 Vision を実現した SHIONOGI の姿

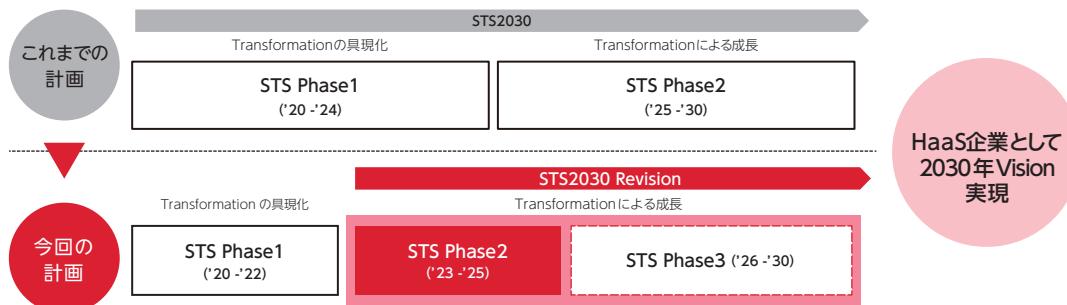
新たなプラットフォームで ヘルスケアの未来を創り出す

SHIONOGI Group Vision (2030年 Vision)
-2030年にSHIONOGIが成し遂げたいこと-

- **革新的なヘルスケア製品・サービスを継続的に創出し、グローバルにビジネスを展開している**
 - ビジネスモデルの拡大
 - 高利益率を維持し、パテントクリフを乗り越えて成長
- **社会課題解決に挑戦し続け、顧客や社会に貢献している**
 - 感染症の脅威からの解放、QOLの向上、健康寿命の延伸、サステイナブルな社会保障への貢献、SDGsへの貢献
- **専門性・人間性を休むことなく成長させている **エクセレント** ビジネスパーソンが、それぞれの強みを活かし、**新しい価値**を生み出している**

2023年までの3年間の取り組みの結果、2030年Visionに向けたシナリオが大きく進展し、実現に向けた道筋がより明確になったことから、2023年6月に戦略を見直し、STS2030 Revisionを発表しました。STS2030 Revisionでは、2023年度から2025年度の3カ年を新たにSTS Phase2と位置付け、変革による成長を加速することとしました。また、2026年度から2030年度までをSTS Phase3として新たな計画を策定していく予定です。

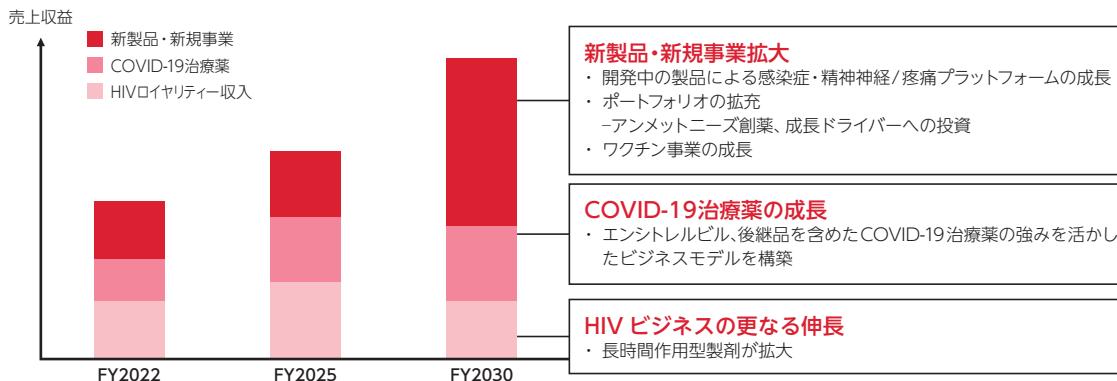
戦略の見直しを実施しましたが、2030年Visionで掲げた目指すべき方向性は変わりません。引き続き、HaaS企業への変革を目指し、Transformationによる成長に向けて、ギアを落とすことなく力強く推進してまいります。



STS Phase2以降の新たな成長イメージ

STS Phase1では、自社創薬の拡大、医療用医薬品以外の製品・サービスの進展やガバナンスの強化を通じて主要KPIを概ね達成することができました。STS Phase2では「感染症領域を中心としたグローバルでのトップラインの成長」と「積極投資による成長ドライバーの育成」を実現することを基本方針とし、3つの柱である「HIVビジネスの更なる伸長」、「COVID-19治療薬の成長」、「新製品・新規事業拡大」を通じて、成長を加速させてまいります。

2030年Vision実現に向けた成長



HIVビジネスの更なる伸長

HIVビジネスは、英国ヴィーブヘルスケア社（以下、ヴィーブ社）による経口2剤合剤（Dovato、Juluca）や長時間作用型製剤（Cabenuva、Apretude）の売上が好調なことにより、順調に伸長しております。今後は長時間作用型の治療薬「Cabenuva」および予防薬「Apretude」の更なる市場浸透を推進するとともに、4カ月に1回の投与でHIVの治療または予防が完結する超長時間作用型製剤などの開発により、継続的な成長を実現してまいります。

COVID-19治療薬の成長

COVID-19は、今なお世界中の多くの人々の健康や生活に影響を与え続けています。今後も新型コロナウイルスは変異を繰り返しながら免疫を回避し、流行が継続することが予想され、治療薬へのニーズは引き続き存在すると考えています。SHIONOGIグループは感染症のリーディングカンパニーとして、「ゾコーバ」の新たなエビデンスを集積しグローバルでの提供を目指すとともに、より多くの方に使っていただける優れた新規治療薬の創出に注力することで、COVID-19に対する取り組みを継続し、持続的な成長を実現してまいります。

新製品・新規事業の拡大

新製品については、現在の開発パイプラインの中から2030年度までに10製品以上の上市を目指しており、既存アセットの成長や積極投資による製品導入などを合わせて、グローバルでの成長を実現します。ワクチン事業については、実績を積み上げ、競争力を獲得しながら、2030年には1,000億円規模の事業へと成長させることを目指してまいります。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

SHIONOGIグループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供することで世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しております。コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践してまいります。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う「取締役会」、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行する執行役員を中心とする「業務執行体制」により経営と業務執行を分離しており、それらの経営監督および業務執行を監査する監査役会ならびに会計監査人による「監査体制」が、それぞれ独立した立場でその役割・責務を果たす体制としております。

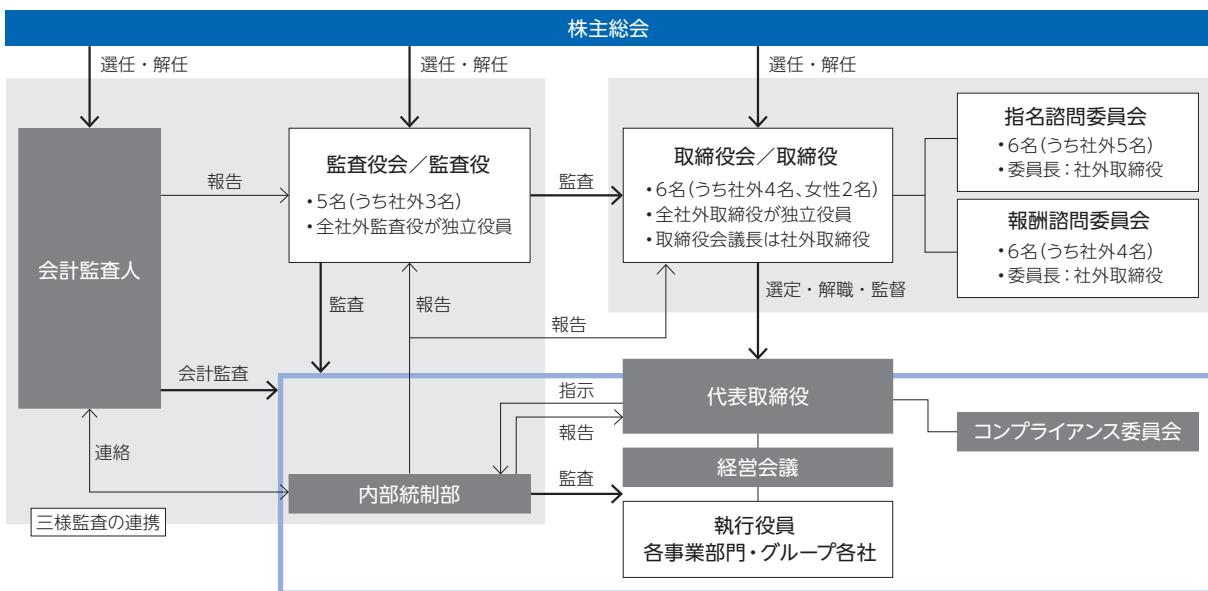
取締役会は、経営の透明性とステークホルダーに対するアカウンタビリティを一層向上させるため、社外取締役4名を含む6名で構成しております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、公正な見地から取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性など多角的に検証しております。

監査役会は、一層の透明性と公正性を担保するため、社外監査役3名を含む5名で構成され、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査にあっております。

また、経営の意向を業務執行にスピーディーに反映するため執行役員制度を導入し、環境変化に即応できる機動的な業務執行体制を構築し、業務執行を審議する機関として、取締役、常勤監査役および業務執行の責任者で構成される経営会議を設置しております。

(2024年3月31日現在)

コーポレート・ガバナンス体制



取締役会全体の実効性の分析・評価

2023年度の取締役会全体の実効性につきまして、当社が制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づく「6. 取締役・取締役会（1）体制、（3）役割・責務、（6）運営」を中心に、各取締役・監査役に対してアンケートおよびヒアリングを実施し、取締役会におきまして分析・評価いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

1. 体制について

専門性や経験を含む様々な要素および多様性の観点から、現時点で必要な体制は確保されていると評価しておりますが、将来に向けた課題として、当社ビジネスの拡大・変化を踏まえ、専門性も含む多様性の観点およびサクセッションの観点から、次期後継者候補の選任、外国籍の取締役の選任の必要性などが挙げられました。

継続して、事業展開の状況を踏まえながら、更なる体制の強化を検討してまいります。

2. 役割・責務について

経営幹部の育成状況に関する報告および経営幹部の育成状況の監督について、継続して社外役員・社長意見交換会にて報告するとともに、執行役員および理事（経営幹部候補）と社外役員との懇談会を実施しました。また、コンプライアンスやリスクマネジメントに係る報告を定期的に行い、取締役会で意見をいただきました。さらに、サステナビリティや人的資本に関連する事項を複数回提案・報告し、取締役会で審議・決議いただきました。

今後の課題として、更新した中期経営計画の進捗等に関する報告やビジネス進展に関連するリスクの変化をとらえ、適宜適切に取締役会へ上程することなど、リスクにかかる議論の充実が挙げられました。

引き続き、取締役会の役割・責務の充実に向けて検討してまいります。

3. 運営について

取締役会での審議の更なる活性化において、引き続き取締役会の議題における事前説明を定例で開催するとともに、取締役会にて決議された事項について適宜報告を行いました。

今後の課題として、更なる議論の充実のため、当社のビジネス理解を深めるため施策の充実や取締役会の効率的な議事運営、取締役会以外の機会の活用などについて意見が出されました。

引き続き、取締役会の運営の充実に向けて検討してまいります。

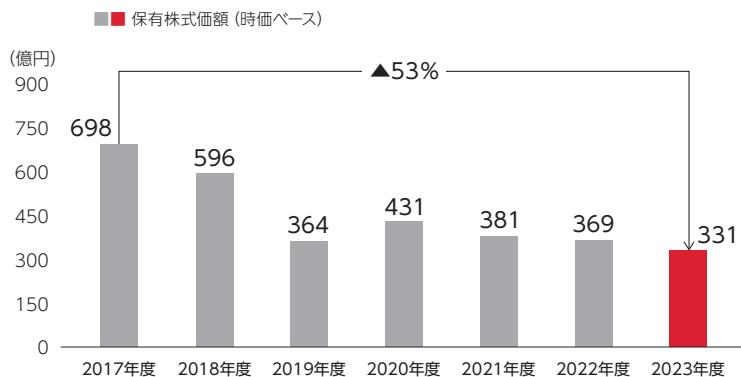
以上、当社取締役会は、適切に運営されており、実効性は確保されていると評価しております。本評価結果を踏まえ、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に改善を進めてまいります。

政策保有株式

政策保有株式については、資本コストとの関係性を鑑みて、SHIONOGIグループの企業価値を高め、事業の持続的な成長に資すると判断される場合のみ、当該企業の株式を保有し、それ以外の場合には、株価や市場動向等を考慮して順次売却を進めております。

2017年度末以降、政策保有株式を削減し保有株式価額は53%減少しました。また、毎年取締役会にて個別の政策保有株式について、保有を継続するビジネス上の合理性があるかどうかの検証を行っております。

政策保有株式の推移（上場株式、時価ベース）



株 主 各 位

証券コード 4507
2024年5月29日
(電子提供措置の開始日2024年5月22日)
大阪市中央区道修町3丁目1番8号
塩野義製薬株式会社
代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功

第159回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第159回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第159回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors/shareholder-information/general-meeting-of-shareholders.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスいただき、当社名または証券コード（4507）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは同封の「議決権行使書」により議決権を行使できますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご確認のうえ、「議決権行使方法についてのご案内」に従い、2024年6月19日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう株主総会ライブ配信を実施いたします。ライブ配信をご利用される場合は、ライブ配信のウェブサイトにて議決権を行使することはできませんので、予めインターネットまたは書面により議決権を行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日(木曜日)午前10時 (受付開始/午前9時)
2. 場 所 大阪市北区梅田2丁目5番25号 ハービスOSAKA地下2階 ハービスHALL
3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第159期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件

2. 会計監査人および監査役会の第159期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページに掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 株主さまへご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。

【事業報告】 1. SHIONOGIグループの現況に関する事項 (1) 事業の経過およびその成果、(5) 配当方針、(6) 対処すべき課題、(7) 財産および損益の状況の推移、(8) 企業集団の主要な事業セグメント、(9) 企業集団の主要な事業所、(10) 企業集団の使用人の状況、(11) 主要な借入先の状況、2. 会社の株式に関する事項、3. 会社の新株予約権等に関する事項、4. 会社役員に関する事項 (3) 社外役員に関する事項、5. 会計監査人の状況、6. 会社の体制および方針、7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

【連結計算書類】 連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表

【計算書類】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

【監査報告書】 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書

従いまして、監査役が監査した事業報告、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、株主さまへご送付している書面のほか、各ウェブサイトに掲載されている上記各事項となります。

株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の方針について

1. 株主総会資料の電子提供制度の概要

2022年9月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）に基づく株主総会資料の電子提供制度は、「株主に対して早期に株主総会資料を提供し、株主による議案等の検討期間を十分に確保するため、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度」です。上場会社は2023年3月1日以降に開催される株主総会から適用されております。

本制度では、原則として株主総会の日時、場所、目的事項および株主総会資料の掲載されているURL等のリンクを株主さまへ送付する書面においてお伝えすることのみで株主総会資料を株主さまに提供したものとみなされます。書面による株主総会資料の提供を希望される株主さまは、株主総会の基準日（当社：3月31日）までに当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社または取引されている証券会社へ書面交付請求をしていただく必要があります。



2. 当社の対応方針

当社は株主総会資料の作成にあたり、法律の趣旨を鑑み、あわせて紙資源の節約というサステナビリティの観点も考慮した対応方針としております。「第159回定時株主総会招集ご通知」につきましては、昨年に引き続き、書面交付請求いただいた株主さまに提供する書面内容と同じものをすべての株主さまに提供させていただくこととしており、2022年に開催した第157回定時株主総会まで提供させていただいていた事業報告等の内容の一部は当社のホームページ等のウェブサイトに掲載しておりますので、ウェブサイトにてご確認ください。本対応方針につきましては、取締役会において承認されております。なお、従来の「定時株主総会招集ご通知」との比較は次頁をご参照ください。

当社における「定時株主総会招集ご通知」の提供内容の比較

項目	2022年 までの 提供印刷物	2022年 までの Web開示	法律に基づく 印刷物 提供範囲	第159回定時 株主総会での 提供印刷物	第159回定時 株主総会での Webサイト への掲載事項
狭義の招集通知	●		●	●	
株主総会参考書類	●		●	●	
事業報告					
SHIONOGIグループの現況に関する事項					
事業の経過およびその成果	●				●
重要な子会社の状況	●		●	●	
設備投資等の状況	●		●	●	
資金調達の状況	●		●	●	
配当方針	●				●
対処すべき課題	●				●
財産および損益の状況の推移		●			●
企業集団の主要な事業セグメント		●			●
企業集団の主要な事業所		●			●
企業集団の使用人の状況		●			●
主要な借入先の状況		●			●
会社の株式に関する事項	●				●
会社の新株予約権に関する事項		●			●
会社役員に関する事項					
取締役および監査役の氏名等	●		●	●	
取締役および監査役の報酬等の額	●		●	●	
社外役員に関する事項	●				●
会計監査人の状況		●			●
会社の体制および方針		●			●
その他企業集団の現況に関する重要な事項	●				●
連結計算書類	●※	●※			●
計算書類	●※	●※			●
監査報告書	●				●

※連結計算書類および計算書類においては、それぞれ、連結財政状態計算書および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書は印刷物として提供し、連結持分変動計算書および連結注記表ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表はWeb開示してあります。

議決権行使方法についてのご案内

下記3つの方法がございます。

インターネットによる行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（次頁）にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年
6月19日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙を郵送



同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年
6月19日(水曜日)
午後5時到着分まで

株主総会へ会場出席



同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年
6月20日(木曜日)
午前10時

スマートフォンからの議決権行使の方法は、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱いについて

- 書面（議決権行使書）とインターネットにより二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」にてログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

インターネットによるライブ配信および事前ご質問受付のご案内

ライブ配信のウェブサイトで議決権を行使することはできませんので、本招集ご通知の「議決権行使方法についてのご案内」「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、お早めに行役をお願いいたします。

インターネットによるライブ配信



視聴時間

2024年
6月20日(木曜日)
午前10時から
株主総会終了時刻まで
(午前9時半に配信開始)

事前ご質問受付



質問受付期間

2024年
5月30日(木曜日)
午前9時から
6月14日(金曜日)
正午まで

ライブ配信のご視聴および事前質問方法

- 1 株主さま専用ウェブサイトへアクセスしてください。

株主さま専用ウェブサイト

<https://4507.ksoukai.jp>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「株主番号」をIDに、「株主さま郵便番号」をパスワードにご入力ください。

塩野義製薬株式会社 株主総会へようこそ
ログインのうえ、株主総会サイトへお進みください

株主番号 (ID)	パスワード (郵便番号)
-----------	--------------

ログイン

本ページは株主名簿管理人が閲覧してまいります
ログインに際しては、個人情報を保護するため、株主番号と郵便番号を入力する必要があります。
お問い合わせ先: 0120-782-041 (受付時間: 9:00~17:00、土日祭日を除く)

株主番号 (ID)
郵便番号 (パスワード)

議決権行使書用紙

議決権行使書用紙

株主番号	郵便番号	議決権行使書用紙
1234567890	12345678	株主総会へようこそ

株主総会へようこそ

株主番号: 1234567890
郵便番号: 12345678

株主総会へようこそ

株主番号: 1234567890
郵便番号: 12345678

株主総会へようこそ

株主番号: 1234567890
郵便番号: 12345678

- 3 ログイン後の選択画面でライブ配信をご希望の場合は「ライブ配信視聴」を、事前質問をご希望の場合は「事前質問を行う」ボタンを押下してください。

第159回定時株主総会
日時: 2024/06/20 10:00 (09:30 開場)

ライブ配信視聴	事前質問を行う
---------	---------

ライブ配信はこちら

事前質問はこちら

- 4 以降は画面の案内に従ってご入力ください。

※操作画面はイメージです。

ライブ配信のご視聴および事前質問に関する留意点

- 事前のご質問は本総会の会議の目的事項等に関してお一人2問までお受けします。株主の皆さまのご関心の高い事項を本総会で取り上げさせていただきます。個別のご回答は行いませんので予めご了承ください。
- やむを得ない事情によりライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ご視聴は**株主さまご本人**のみに限らせていただきます。
- ライブ配信の**撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開は固くお断りさせていただきます。**
- インターネットの通信環境等により、映像、音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ご視聴の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（接続料、通信料等）は株主さまのご負担となります。

株主番号 (ID) および郵便番号 (パスワード) が
ご不明な場合は、右記の株主名簿管理人へ
お問い合わせください。

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話番号：0120-782-041(フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後5時 土・日・祝日を除く)

総会ライブ配信の視聴方法について
ご不明な場合は、右記へお問い合わせください。

株式会社ブイキューブ
電話番号：03-6833-6287
(受付時間 6月20日(木) 株主総会当日 午前9時～株主総会終了まで)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、これを安定的に向上させることを目指しております。

成長過程に応じた安定的な配当金額の向上により株主の皆さまへの利益還元を図るため、業績に対する配分の方針としてDOE（親会社所有者帰属持分配当率）を指標とし、4.0%以上を目標として掲げております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 85円 総額 24,351,784,045円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年6月21日

なお、当期における中間配当を合わせた年間の配当金は、1株当たり160円となり、前期に比べ25円の増配となります。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位 および担当	取締役 在任期間	取締役会 出席状況
1	て しろ ぎ いざお 手代木 功 64歳 再任	代表取締役会長兼社長 CEO	22年	13/13回 (100%)
2	さわ だ たく こ 澤田 拓子 69歳 再任	取締役副会長	9年	13/13回 (100%)
3	あん どう けい いち 安藤 圭一 72歳 再任	社外取締役 独立役員	取締役	8年 13/13回 (100%)
4	お ざき ひろし 尾崎 裕 74歳 再任	社外取締役 独立役員	取締役	5年 13/13回 (100%)
5	たか つき ふみ 高槻 史 48歳 再任	社外取締役 独立役員	取締役	4年 13/13回 (100%)
6	ふじ わら たか おき 藤原 崇起 72歳 再任	社外取締役 独立役員	取締役	1年 11/11回 (100%)

再任 …再任取締役候補者 社外取締役 …社外取締役候補者 独立役員 …東京証券取引所届出独立役員

※各取締役候補者の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。
また、各社外取締役候補者については各候補者の注記事項をご参照ください。

候補者番号

1 てしろ ぎ いさお
手代木 功
(1959年12月12日生)

再任



取締役在任年数：22年（本総会終結時）

所有する当社株式の数：80,050株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

■略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 当社入社
1999年 1月 当社秘書室長 兼 経営企画部長
2002年 6月 当社取締役
2002年10月 当社経営企画部長
2004年 4月 当社常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長
2006年 4月 当社専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長
2007年 4月 当社専務執行役員
2008年 4月 当社代表取締役社長
2021年 6月 株式会社三井住友銀行社外取締役（現）
2022年 3月 AGC株式会社社外取締役（現）
2022年 7月 当社代表取締役会長兼社長 CEO（現）
2024年 6月 株式会社日本取引所グループ社外取締役（予定）

■重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行社外取締役
AGC株式会社社外取締役
株式会社日本取引所グループ社外取締役（予定）

取締役候補者とした理由

手代木功氏は、2008年に代表取締役社長に就任後、第3次中期経営計画におけるグローバル研究開発、海外事業展開の積極的な推進により中長期的な収益基盤を確保するとともに、2014年度に策定した「Shionogi Growth Strategy 2020(SGS2020)」の定量目標を達成し、2016年10月にUpdateした同定量目標も前倒しで達成しております。2020年には、2030年に成し遂げたいビジョン「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」を掲げた中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」をスタートさせました。その取り組みにより2030年Vision実現に向けた道筋がより明確となったことから、2023年6月に「STS2030 Revision」として再策定し、さらなる成長を目指して変革を強力に推進しております。このことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 さわ だ たく こ
澤田 拓子
(1955年3月11日生)

再任



取締役在任年数：9年（本総会終結時）

所有する当社株式の数：51,100株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

■略歴、当社における地位、担当

1977年 4月 当社入社
2002年 4月 当社医薬開発部長
2007年 4月 当社執行役員 兼 医薬開発本部長
2010年 4月 当社常務執行役員 兼 医薬開発本部長
2011年 4月 当社専務執行役員 兼 Global Development Office
統括
2013年 4月 当社専務執行役員 兼 Global Development Office
統括 兼 医薬開発本部長
2014年 4月 当社専務執行役員 兼 グローバル医薬開発本部長
2015年 4月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2015年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2015年10月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長 兼 経営企画部長
2016年 4月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2017年 4月 当社上席執行役員 兼 経営戦略本部長
2018年 4月 当社取締役副社長
2020年 4月 当社取締役副社長 兼 ヘルスケア戦略本部長
2022年 7月 当社取締役副会長（現）
2023年 6月 コニカミノルタ株式会社社外取締役（現）

■重要な兼職の状況

コニカミノルタ株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

澤田拓子氏は、2015年6月に取締役に就任後、専務執行役員、上席執行役員 兼 経営戦略本部長として「Shionogi Growth Strategy 2020(SGS2020)」を推進し、2016年10月のSGS2020のUpdate策定の中心的役割を果たしました。2018年4月に副社長に就任し、中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」およびその改訂版「STS2030 Revision」の達成に向けて、2020年度以降はヘルスケア戦略部門、経営戦略部門、医薬事業部門およびDX推進部門等を監督してまいりました。さらに、2022年7月より副会長としてより高い見地から経営の監督を担っております。このことから、さらなる経営の強化と多様性（ダイバーシティ）の推進を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3 あん どう けい いち
安藤 圭一
(1951年11月5日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数：8年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2003年 4月 同行執行役員
2006年 4月 同行常務執行役員
2009年 4月 同行取締役 兼 専務執行役員
2010年 4月 同行代表取締役 兼 副頭取執行役員
2012年 4月 新関西国際空港株式会社代表取締役社長
2012年 7月 同社代表取締役社長 兼 CEO
2016年 6月 当社社外取締役（現）
2016年 6月 銀泉株式会社代表取締役社長
2017年 6月 株式会社椿本チエイン社外取締役（現）
2019年 6月 株式会社ダイヘン社外取締役（現）

■重要な兼職の状況

株式会社椿本チエイン社外取締役
株式会社ダイヘン社外取締役

社外取締役候補者とした理由

安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有されております。当社の取締役会におきまして、議長として議案の適時性・的確性も考慮しつつ、重要な経営資源が有効活用されるよう、予算立案・管理や投資を含めた資本政策、リスクマネジメントの観点から多くの質問や意見を出され、的確に助言いただいております。このことから、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- ・安藤圭一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、安藤圭一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

4 お ぎき ひろし
尾崎 裕
(1950年3月11日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数：5年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）

■略歴、当社における地位、担当

1972年 5月 大阪瓦斯株式会社入社
2000年 6月 同社理事 原料部長
2002年 6月 同社取締役 東京駐在 兼 社団法人日本ガス協会出向
2005年 6月 同社常務取締役 兼 ガス製造・発電事業部長
2007年 6月 同社常務取締役 兼 エネルギー事業部長
2008年 4月 同社代表取締役社長
2008年 6月 大阪ガスケミカル株式会社取締役
2009年 6月 大阪瓦斯株式会社代表取締役社長 兼 社長執行役員
2009年 6月 株式会社オーグス総研取締役
2011年 6月 朝日放送株式会社（現 朝日放送グループホールディングス株式会社）社外取締役
2015年 4月 大阪瓦斯株式会社代表取締役会長
2019年 6月 当社社外取締役（現）
2021年 1月 大阪瓦斯株式会社取締役相談役
2021年 6月 同社相談役（現）
2021年 6月 株式会社ロイヤルホテル社外取締役（現）
2024年 6月 広島ガス株式会社社外取締役（予定）

■重要な兼職の状況

株式会社ロイヤルホテル社外取締役
広島ガス株式会社社外取締役（予定）

社外取締役候補者とした理由

尾崎裕氏は、関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織運営に関する豊富な実務経験と幅広い識見を有するとともに、大阪商工会議所の前会長として、就任時に策定された中期計画に基づき大阪・関西の成長力強化を推進され、また、ライフサイエンス産業の振興にも注力されました。当社の取締役会におきまして、投資や事業提携も含めたビジネスやマーケティング、サプライチェーンに関する的確な質問や助言を多くいただいております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- ・尾崎裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、尾崎裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ・尾崎裕氏が取締役として在任していた大阪ガスケミカル株式会社において、2019年11月に公正取引委員会から、浄水処理施設等で使用する活性炭の入札案件において、独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。同氏は、この事実について認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち注意喚起を行うとともに、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査および再発防止を指示するなどその職責を果たしてまいりました。

候補者番号

5 たか つき ふみ
高槻 史
(1975年6月24日生)

再任

社外取締役

独立役員

社外取締役在任年数：4年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：13回／13回（100%）



■略歴、当社における地位、担当

2000年10月 弁護士登録
2000年10月 御池総合法律事務所入所
2003年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所
2004年 2月 同事務所 北京代表処
2006年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所
2009年 1月 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー（現）
2020年 6月 当社社外取締役（現）
2023年 6月 三共生興株式会社社外監査役（現）
2024年 6月 ダイキン工業株式会社社外監査役（予定）

■重要な兼職の状況

弁護士法人大江橋法律事務所パートナー
三共生興株式会社社外監査役
ダイキン工業株式会社社外監査役（予定）

社外取締役候補者とした理由

高槻史氏は、国際企業法務に携われてきた弁護士の立場および中国のライフサイエンス・ヘルスケア産業に係る法務対応の豊富な経験と専門的な識見を有し、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、当社の取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国を含むアジアでのビジネス展開に関して質問いただくとともに、コンプライアンスに関して的確に助言いただいております。このことから、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- 高槻史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、高槻史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- 高槻史氏がパートナーである弁護士法人大江橋法律事務所に対し、同事務所が専門的な知見を有する国際企業法務等に関する個別事案の一部に関して、当社は弁護士報酬を支払ったことがあります。その報酬額は大江橋法律事務所の受取報酬の2%未満であり、同氏がパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約等の経常的な契約関係はありません。

候補者番号

ふじ わら たか おき
6 藤原 崇起
(1952年2月23日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数： 1 年 (本総会最終時)

所有する当社株式の数： 0株

取締役会出席状況： 11回 / 11回 (100%)

■ 略歴、当社における地位、担当

1975年 4月 阪神電気鉄道株式会社入社
2005年 6月 同社取締役
2007年 6月 同社常務取締役
2011年 4月 同社代表取締役社長
2011年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役
2015年 4月 株式会社阪神ホテルシステムズ代表取締役会長
2017年 4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長
2017年 6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役
2017年 6月 山陽電気鉄道株式会社社外取締役
2017年12月 株式会社阪神ホテルシステムズ取締役
2018年 6月 当社社外監査役
2023年 4月 阪神電気鉄道株式会社相談役 (現)
2023年 6月 当社社外取締役 (現)

社外取締役候補者とした理由

藤原崇起氏は、関西を中心とした都市交通、不動産、エンタテインメント事業などを行うグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を有し、当社の取締役会におきまして、主に人材マネジメントやコンプライアンスに関する的確に助言いただいております。このことから、これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

注

- ・ 藤原崇起氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・ 当社は、藤原崇起氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、安藤圭一氏、尾崎裕氏、高槻史氏および藤原崇起氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。4氏の選任が可決された場合、当社は4氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 加藤育雄氏および奥原主一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1 おく はら しゅ いち
奥原 主一
(1968年4月23日生)

再任 社外監査役 独立役員



監査役在任年数： 4 年（本総会終結時）

所有する当社株式の数： 0株

取締役会出席状況： 13回／13回（100%）

監査役会出席状況： 11回／11回（100%）

■ 略歴、当社における地位

1994年 4月 アンダーセンコンサルティング株式会社（現 アクセンチュア株式会社）入社
1998年 1月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社
2008年 6月 同社取締役投資部長
2009年 4月 同社代表取締役社長
2019年 6月 同社代表取締役会長（現）
2020年 6月 当社社外監査役（現）

■ 重要な兼職の状況

日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長

社外監査役候補者とした理由

奥原主一氏は、製薬企業のみならず異業種との提携によるイノベーションが重要視される社会環境において、ベンチャーキャピタル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有するとともに、公認会計士としての財務・会計の高度な専門性を有しており、変化の激しいビジネス環境に応じた監査を行っていただいております。取締役会、監査役会におきまして、主に投資やデジタルを含むヘルスケア産業全般についての的確に助言いただいております。このことから、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、当社の監査に反映していただくことを期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

注

- ・奥原主一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
- ・当社は、奥原主一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

2 きし だ のり ゆき
岸田 哲行
(1960年8月3日生)

新任



所有する当社株式の数： 6,639株

■略歴、当社における地位

1984年 4月 当社入社
2004年10月 当社広報室長
2009年 4月 当社広報室長 兼 秘書室長
2011年 4月 当社人事部長
2017年 4月 当社執行役員 兼 人事総務部長
2020年 4月 当社上席執行役員 兼 経営支援本部長
2021年 7月 当社上席執行役員 兼 経営支援本部長 兼 法務部長
2022年 7月 当社上席執行役員 兼 コーポレート管掌 (現)

■監査役候補者とした理由

岸田哲行氏は、広報室長、人事部長、経営支援本部長など管理部門の組織長を歴任し、経営管理やコーポレート・ガバナンスに精通するとともに、コーポレート管掌として中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」における経営基盤戦略に基づく社内変革の施策を推進してきた実績から、経営戦略も含めた経営管理全般において豊富な経験と幅広い識見を有しております。このことから、監査役の職務遂行に適した人格・識見を有していると判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、奥原主一氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第32条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、岸田哲行氏が選任された場合も、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

【ご参考】 【スキル・マトリックス 本定時株主総会終結後の予定】

氏名	当社における地位	在任年数	取締役会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
 手代木 功 64歳	代表取締役会長兼 社長 CEO	22年	●	●	●
 澤田 拓子 69歳	取締役副会長	9年	●		
 安藤 圭一 72歳	社外取締役	8年	◎	◎	●
 尾崎 裕 74歳	社外取締役	5年	●	●	◎
 高槻 史 48歳	社外取締役	4年	●	●	●
 藤原 崇起 72歳	社外取締役	1年	●	●	●
 岡本 旦 69歳	常勤監査役	9年	●		●
 岸田 哲行 63歳	常勤監査役	—	●		
 藤沼 亜起 79歳	社外監査役	5年	●		
 奥原 圭一 56歳	社外監査役	4年	●		
 後藤 順子 65歳	社外監査役	1年	●	●	

●参加メンバー ◎議長/委員長

企業経営/ 経営戦略	財務/会計/ 税務	法務/ コンプライ アンス/ 知財	サイエンス/ テクノロジー/ イノベーション	販売/ マーケティ ング	生産/品質/ サプライ チェーン	グローバル ビジネス	人事労務/ 人的資本開 発/D&I	コーポレー トガバナン ス	リスク マネジメン ト	SDGs/サ ステイナ ビリティ
●		●	●		●	●		●	●	●
●			●	●		●	●	●	●	●
●	●					●	●	●	●	●
●			●	●	●	●		●	●	●
		●				●	●	●	●	●
●				●			●	●		●
		●		●			●	●	●	●
		●		●			●	●	●	●
	●	●				●		●	●	●
●	●		●				●	●		
●	●					●	●	●	●	●

【ご参考】 【独立社外役員の要件および独立性判断基準】

《要件》

- ①経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
- ②社外役員としての役割を認識し、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
- ③当社経営陣のみならず、ステークホルダーの皆さまに真摯に向き合う人格を有する
- ④一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない

《独立性判断基準》

- ①SHIONOGIグループの主要株主（総議決権の10%以上の株式を保有する株主もしくは上位5位内の株主）、もしくは、当該主要株主が法人・機関等である場合には当該法人・機関等の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ②SHIONOGIグループが主要株主（総議決権の10%以上を保有する会社もしくは上位5位内の会社）である会社の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ③SHIONOGIグループの主要な取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
なお、「SHIONOGIグループの主要な取引先」とは次のいずれかをいう
 - a. SHIONOGIグループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、SHIONOGIグループからの当該取引先への支払額が、SHIONOGIグループの連結売上高の2%以上となる取引先
 - b. SHIONOGIグループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、SHIONOGIグループによる当該取引先からの受取額が、SHIONOGIグループの連結売上高の2%以上となる取引先
- ④SHIONOGIグループを主要な取引先とする取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
なお、「SHIONOGIグループを主要な取引先とする取引先」とは次のいずれかをいう（⑤が適用される場合は除く）
 - a. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先からのSHIONOGIグループへの支払額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
 - b. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先によるSHIONOGIグループからの受取額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
- ⑤本人がコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家である場合、本人もしくは本人の所属する法人・機関等が、SHIONOGIグループから本人の取締役・監査役報酬以外に以下の報酬を受け取っていないこと
 - a. (個人の場合) 年間1,000万円以上の報酬
 - b. (法人・機関等の場合) 本人の所属する法人・機関等の直近事業年度を含む直近過去3年の事業年度の平均において、当該法人・機関等の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方の額以上の報酬
- ⑥SHIONOGIグループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
- ⑦SHIONOGIグループの社外取締役の在任期間が10年を超えていないこと
- ⑧SHIONOGIグループの社外監査役の在任期間が12年（3期）を超えていないこと

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. SHIONOGIグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

1 連結業績の概要

◆事業の状況 (IFRS)

2023年度連結損益の概要

	2022年度	2023年度	前期比 (%)
売上収益 (億円)	4,267	4,351	2.0%増
営業利益 (億円)	1,490	1,533	2.9%増
コア営業利益 ^{*2} (億円)	1,585	1,704	7.5%増
税引前利益 (億円)	2,203	1,983	10.0%減
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	1,850	1,620	12.4%減
E B I T D A ^{*3} (億円)	1,756	1,887	7.5%増

※1 売上収益には、ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金が含まれております。

※2 コア営業利益：営業利益から非経常的な項目（減損損失、有形固定資産売却益等）を調整した利益

※3 Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization：コア営業利益に減価償却費を加えた利益

売上収益は4,351億円（ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金を含む、前期比2.0%増）となりました。2022年度はCOVID-19治療薬ゾコバの日本政府による購入で1,000億円が計上されていましたが、国内外での感染症薬の売上拡大、ロイヤリティー収入の増加など、各事業が順調に伸展した結果、今年度の売上収益は前年度を上回り、2年連続で過去最高を更新しました。

利益面につきまして、COVID-19関連プロジェクトや注力プロジェクトへの積極投資、特別早期退職プログラムの実施、zatolmilastのアルツハイマー型認知症での開発計画の見直しに伴う減損損失の計上などで費用が大きく増加しましたが、各事業の順調な伸展により、営業利益は1,533億円（同2.9%増）となりました。また、税引前利益は1,983億円（同10.0%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,620億円（同12.4%減）となりました。前期に特別な要因によりヴィーブ社からの配当金が増加していた影響で、当期は減益となりましたが、特別早期退職プログラムや減損損失の費用計上を含む一過的な要因を除けば、税引前利益、親会社の所有者に帰属する当期利益もそれぞれ対前年比で増益となりました。

当期は、グローバル展開や中長期の成長に向けた新規事業・成長ドライバーの確立に向けて積極投資を行いつつ、売上収益と営業利益について2年連続で過去最高業績を更新することができました。

◆資産等の状況 (IFRS)

連結財政状態計算書項目

	2022年度末	2023年度末	前期比 (%)
資産合計 (億円)	13,118	14,169	8.0%増
負債合計 (億円)	11,219	12,526	11.6%増
負債合計 (億円)	1,899	1,644	13.5%減

2 国内・海外事業

◆国内事業の進展

国内の医療用医薬品の売上収益は1,511億円（前期比15.9%減）となりました。前期に日本政府のCOVID-19治療薬ゾコーバ購入による1,000億円が計上されておりましたため減収となりましたが、上記要因と当期に発生したインチュニブおよびビバンセの共同開発・商業化に関する武田薬品工業株式会社とのライセンス契約終了に伴う製品移管による一時金の受領という一過的な要因を除くと、国内医療用医薬品の売上は前年同期比で58.1%の増収となりました。この主な要因はゾコーバとインフルエンザ治療薬ゾフルーザの売上拡大によるものです。当期は、2つの急性感染症薬を保有することによって、安定的な収益構築を実現しました。

各製品の売上につきまして、COVID-19関連製品とインフルエンザ関連製品の売上収益の合計は734億円となりました。さらに、当期には多剤耐性グラム陰性菌に効果を示すセフィデロコル^{※1}の販売を開始し、日本のPull型インセンティブ制度である抗菌薬確保支援事業^{※2}にも初めて採用されました。

※1 日本の製品名：フェトロージャ、米国の製品名：Fetroja、欧州の製品名：Fetroja

※2 上市後の当該抗微生物薬による収入額が一定額に満たない場合、その差額を国が支援する日本のPull型インセンティブ制度。

◆海外事業の進展

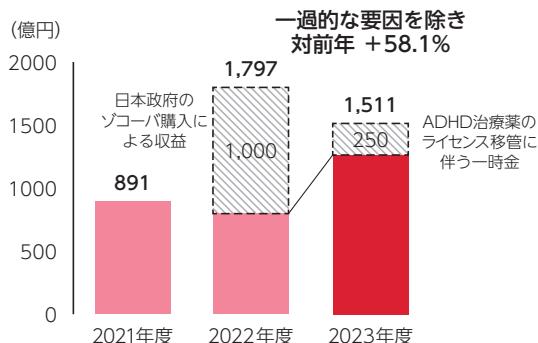
海外事業における売上収益は499億円（前期比17.4%増）となりました。

欧米ではセフィデロコルの販売が好調に推移し、米国における売上収益は179億円（同15.9%増）、欧州における売上収益は136億円（同49.9%増）となりました。引き続き、セフィデロコルの販売国の拡大や既上市国でのさらなる処方浸透、サブスクリプション型償還モデル^{※3}の採用国の拡大を通じ、欧米事業の成長を促進してまいります。

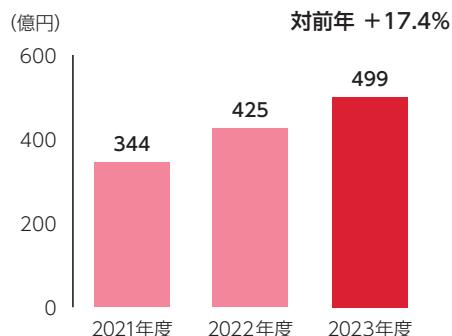
中国における売上収益は、中国政府による医療費抑制政策の影響を受け、106億円（同11.3%減）となりました。

※3 抗菌薬の処方量と切り離し、国が開発企業に対して固定報酬を支払う代わりに、必要ときに抗菌薬を受け取ることができるモデル。

国内医療用医薬品
(一過的な要因を除く)



海外子会社/輸出



COVID-19やインフルエンザをはじめとする急性感染症は、ひとたびパンデミックが発生すると社会が大きな影響を被ることから、平時からその脅威に備えておく必要があります。しかし、急性感染症は急激な流行と収束を繰り返し、その予測も困難であることから、市場は大きな不確実性を伴います。そのため、急性感染症をビジネスとして継続的に推し進めるためには、流行に左右されない持続可能な急性感染症ビジネスを確立する必要があります。

流行に左右されない持続可能な急性感染症ビジネスの確立を目指したSHIONOGIの取り組み

流行に左右されない 事業ポートフォリオ構築

急性感染症における
トータルケアプラットフォームの実現

持続可能な ビジネスモデル確立

行政等と連携した
インセンティブモデル等の実現

疾患ポートフォリオ構築

重要な上気道感染症に
幅広く取り組む

- ・ COVID-19
- ・ インフルエンザ
- ・ RSV
など



SHIONOGIは流行に左右されない持続可能な急性感染症ビジネスの確立に向けて、治療薬にとどまらないトータルケアの提供（事業ポートフォリオの構築）、インセンティブモデルの実現などによる持続可能なビジネスモデルの確立、複数の感染症に対するソリューションの提供（疾患ポートフォリオの構築）の3つを柱に、取り組みを進めています。

2023年度の成果：疾患ポートフォリオの構築

国内事業の売上は、COVID-19治療薬ゾコーバの販売を開始するまではインフルエンザの流行に大きく左右されていたため、COVID-19のパンデミック下でインフルエンザの流行がなくなり、低調に推移していました。しかし、当期においては、COVID-19の5類移行後から2023年9月までCOVID-19が流行し、その後はインフルエンザの流行が拡大しました。それぞれの流行に伴いゾコーバおよびインフルエンザファミリーの売上が堅調に推移し、年間を通じて感染症薬による収益の安定化を実現しました。これにより、複数の急性感染症に対するソリューションをもつことの価値が証明された1年となりました。今後もRSウイルス感染症など、その他の急性感染症に対するソリューションを開発し、グローバルに展開することで、さらに安定したビジネスモデルを構築するべく、さまざまな取り組みを進めてまいります。

インフルエンザおよび COVID-19 定点当たり報告数の推移*



インフルエンザまたは COVID-19
どちらかは一以上の流行を継続

抗インフルエンザ薬・COVID-19 治療薬
2つの感染症薬アセットにより
安定的な収益基盤の構築を実現

* COVID-19 5類感染症へ位置付け変更後
出典：インフルエンザに関する報道発表資料 | 厚生労働省
新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料 | 厚生労働省
** インフルエンザにおける流行基準

3 連結業績 –ロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入–

◆堅調なロイヤリティーおよび配当金収入

ヴィーブ社からのロイヤリティー収入は、HIVフランチャイズの売上が経口2剤合剤や長時間作用型製剤（Long Acting製剤：LA製剤）の急成長により伸長したことで、1,958億円（前期比16.2%増）となりました。

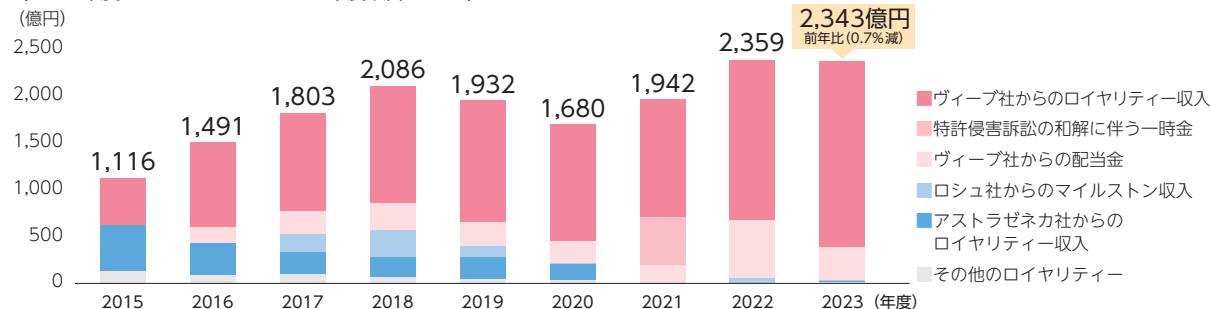
また、ヴィーブ社からの配当金は、339億円（同44.5%減）となりました。ヴィーブ社のビジネスが順調に進捗したことで、当初予想を上回る配当金を受領しましたが、2022年度は特別な要因が重なり一時的に受取配当金が増加していたことで、対前年比ではマイナスとなりました。具体的には、ヴィーブ社が米国ギリアド社との特許侵害訴訟で和解金を受け取ったことによる配当金の一時的な増加、そして2021年度に受領予定であったヴィーブ社からの配当金が2022年度に期ずれしたことが挙げられます。一方で、配当金自体は順調に推移しており、今後もロイヤリティー収入とともに継続的な成長が見込まれます。

スイス ロシュ社からのロイヤリティー収入は、導出したゾフルーザの売上が伸長したことで、当期は12億円となりました。英国アストラゼネカ社からのロイヤリティー収入は、クレストールの売上によるロイヤリティー収入を受領したことで14億円となりました。

以上の結果から、当期のロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入の合計は、2,343億円（同0.7%減）となりました。

ロイヤリティーおよびヴィーブ社からの配当金収入

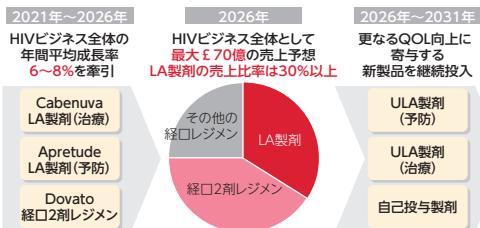
（2018年度まではJGAAP^{*}、2019年度以降はIFRS）



^{*}JGAAP：日本会計基準

HIVビジネスの中長期戦略：持続的な成長への道筋が明確化

ヴィーブ社によるHIVビジネスの進展



2023年、ヴィーブ社はHIVビジネスの新たな中長期戦略を発表し、持続的な成長の道筋をより明確に示しました。

2026年まで、順調に売上を伸ばしている世界初のLA製剤のHIV治療薬 Cabenuva、予防薬 Apretude、経口2剤合剤のDovatoを中心に売上の伸長が見込まれることから、年平均成長率の予想を従来の1桁台前半から6-8%へと大幅に引き上げました。

また、2026年にはヴィーブ社の売上の30%以上をLA製剤が占める見込みです。さらに、4か月に1回の超長時間作用型製剤（Ultra Long Acting製剤：ULA製剤）や自己投与製剤など、QOLの向上に貢献する新製品により、その後もさらなる成長が見込まれています。

4 研究開発－主な進捗－

当期は、COVID-19関連プロジェクトや注カプロジェクトを中心に積極的に研究開発活動を行い、取り組みを着実に進展させることで、それぞれのプロジェクトについてほぼ予定どおり進捗させることができました。

－研究プロジェクトの主な進捗－

S-567123
(ユニバーサル
ワクチン)



単剤で幅広い変異に対して予防効果を発揮することができる次世代型ワクチンです。まずは新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）を含むサルベコウイルス亜属に対するユニバーサルワクチンの開発を目指しており、当期は2024年度中の臨床入りに向けて、各種の研究を進展させました。

Xeruborbactam



新規のβ-ラクタマーゼ阻害剤であり、β-ラクタム系抗菌薬と併用することで、薬剤耐性細菌に対しても広く抗菌活性を示すことが可能となります。当期は、セフィデロコルを含むβ-ラクタム系抗菌薬との併用による治療薬を目指して、研究・開発を進展させました。

－開発プロジェクトの主な進捗－

エンシトレルビル
(ゾコーバ) *



COVID-19の経口治療薬として、国内では2022年度に緊急承認制度に基づき承認を取得し販売を開始し、当期には通常承認を取得しました。また、グローバル展開に向け複数のグローバルPhase 3試験を進展させました。

S-309309



肥満症を適応とした新規メカニズムの経口治療薬で、肥満症治療の新たな選択肢として開発を進めています。今までにPhase 1試験において高い安全性および忍容性と、良好な薬物動態プロファイルが確認できており、当期はPhase 2試験を進展させました。

S-268019



COVID-19に対する組み換えタンパクワクチンであり、COVID-19の予防を適応として、国内における製造販売承認申請をすでに実施しています。当期は青年・小児を対象としたPhase 3試験を進展させました。

S-151128



高い安全性、オピオイドと同等以上の鎮痛効果が期待できる新規メカニズムの疼痛治療薬であり、当期はPhase 1試験を進展させました。

S-337395



RSウイルスのA型およびB型への広域かつ強力な抗ウイルス効果を有する新規の治療薬候補です。当期はPhase 1試験が完了し、Phase 2試験を開始しました。

SDT-001

Akili社から日本および台湾における独占の開発権・販売権を取得している、小児のADHD患者を対象としたデジタル治療用アプリです。当期は、Phase 3試験での良好な結果に基づき、国内における製造販売承認申請を実施しました。



：自社創製品

※ 本資料では、製造販売承認を取得した日本においては製品名の「ゾコーバ」、臨床試験を展開するグローバルにおいては一般名の「エンシトレルビル」で表記しています。

感染症

社会的影響度の高いQOL疾患

非臨床 Phase 1	<ul style="list-style-type: none"> ● S-567123 COVID-19予防ワクチン (ユニバーサルワクチン) ● S-872600 インフルエンザ予防ワクチン(経鼻) ● S-875670 COVID-19予防ワクチン(経鼻) 	<ul style="list-style-type: none"> ● S-649228 AMR(グラム陰性菌感染症) ● S-540956 核酸アジュバント ● S-554110 非結核性抗酸菌感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ● S-540956 核酸アジュバント ● S-109802 脳卒中後上肢・下肢痙縮 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● S-892216 COVID-19治療薬 ● S-337395 RSウイルス感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ● S-743229 AMR(複雑性尿路感染症) ○ S-365598 HIV感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ● S-151128 慢性疼痛 ○ S-588210 固形がん 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ S-337395 RSウイルス感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Asapiprant COVID-19重症化抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○ S-309309 肥満症 ○ S-531011 固形がん ○ Zatulmilast アルツハイマー型認知症 ○ S-588410 膀胱がん ○ S-488210 頭頸部がん ● Epertinib 悪性腫瘍 	<ul style="list-style-type: none"> ○ レダセムチド 急性期脳梗塞 ● レダセムチド 栄養障害型表皮水疱症 ○ Rizmoic オピオイド誘発性便秘症(小児) ● ADR-001 非代償性肝硬変 ○ S-723595 2型糖尿病
Phase 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ S-268019 COVID-19予防ワクチン(青少年・学童) ● S-268023 COVID-19予防ワクチン(XBB 1.5) ○ Olorofim 侵襲性アスペルギルス症 ○ セフィデコロル 好気性グラム陰性菌感染症(小児) ○ パロキサビル インフルエンザ(小児、1歳未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンシトレルビル COVID-19の治療 ● エンシトレルビル COVID-19の治療(小児5-11歳) ○ エンシトレルビル COVID-19の予防 ○ パロキサビル インフルエンザ(伝播抑制) 	<ul style="list-style-type: none"> ● Zuranolone うつ病・うつ状態 ● Resiniferatoxin 変形性膝関節症に伴う疼痛 ○ Zatulmilast 脆弱X症候群 ● S-588410 食道がん ● SR-0379 皮膚潰瘍 	
	Phase 3	<ul style="list-style-type: none"> ○ エンシトレルビル COVID-19治療薬(韓国・シンガポール) ● S-268019 COVID-19予防ワクチン 	<ul style="list-style-type: none"> ○ パロキサビル インフルエンザ(5-11歳、治療および予防) ● パロキサビル インフルエンザ(顆粒剤、20Kg未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ SDT-001 小児ADHD
申請			<ul style="list-style-type: none"> ○ : アウトライゼンス ● : グローバル開発 <p>第I相臨床試験(Phase 1)</p> <p>初めて新薬の候補がヒトに投与される試験です。健康成人に対して薬物動態や安全性を確認します。</p> <p>第II相臨床試験(Phase 2)</p> <p>比較的少人数の患者に投与して有効性と安全性を確認し、有効な投与方法を見極める試験です。</p> <p>第III相臨床試験(Phase 3)</p> <p>より多数の患者に投与し、有効性と安全性を検証する試験です。プラセボや既存薬と比較検討することが多いです。</p>	

◆公益財団法人 シオノギ感染症研究振興財団における研究助成事業について

SHIONOGIグループは「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」という基本方針のもと、事業活動を通じて医療ニーズに応え、社会課題の解決を図ることにより、社会に必要とされる企業として成長し、その成果をステークホルダーと共有することを目指しています。その一環として2022年6月、『人類にとって脅威となる感染症に関する研究を援助奨励し、もって学術の振興および人類の健康と福祉に寄与する』ことを目的に、シオノギ感染症研究振興財団（以下、当財団）を設立しました。

当財団は2023年3月に公益財団法人としての認定を取得するとともに、専門家の先生方のご指導・ご協力の下、感染症領域に特化した研究助成事業を開始し、2023年度は42件、総額3億2,000万円の拠出を決定しています。

感染症領域における研究開発は、収益予見性の面から製薬企業の参入が進みにくい疾患領域となっており、また、アカデミアにおいても研究資金や人材の確保が困難な現状にあります。これらのことが感染症分野の研究者の減少、新たな技術開発基盤の脆弱化を招いていると言われております。5年後、10年後の感染症対策を見据え、平時から感染症領域の研究基盤を振興し、日本における開発力を高めるために当財団が進めている研究助成活動が必要と考えています。今後も当財団の活動をより多くの方々にご認知いただき、研究振興にお役立ていただくために取り組みを支援してまいります。

<2023年度研究助成事業の内容>

	申請数 (件)	採択数 (件)	1件あたりの 助成額 (万円)	助成総額 (万円)	研究期間
次世代育成支援研究助成金	112	25	300	7,500	2024.1~2024.12
萌芽的研究助成金	72	11	500	5,500	2024.1~2024.12
基礎基盤研究助成金	20	3	3,000	9,000	2024.1~2026.12
創薬研究助成金	9	2	2,000	4,000	2024.1~2025.12
臨床研究助成金	4	1	6,000	6,000	2024.1~2026.12
計	217	42	—	32,000	—

◆グローバルでの感染症薬のアクセス改善に向けた取り組み

医薬品へのアクセスは、世界中の多くの人々にとって重要な課題です。当社は2022年6月に、セフィデロコルについてGARDP^{*1}との間で技術移転を含むライセンス契約を結び、さらにCHAI^{*2}を加えた三者間の提携契約を締結しました。当期は、新たにGARDPがインドを拠点とする製薬会社であるOrchid社とセフィデロコルの製造に関するサブライセンス契約を結び、製造技術の移管を開始しました。

また、COVID-19治療薬エンシトレルビルについても、国連が支援する公衆衛生機関であるMedicines Patent Pool（以下、MPP）と協力し、低・中所得国への早期供給を目指して取り組んでまいりました。当期は、MPPがジェネリック医薬品メーカー7社とエンシトレルビルの製造に関するサブライセンス契約を締結しました。この契約により、今後、117の低・中所得国でエンシトレルビルの製造・供給が可能となります。

*1 GARDP : Global Antibiotic Research and Development Partnership *2 CHAI : Clinton Health Access Initiative

6 生産、サプライチェーン

◆生産およびサプライチェーンの成果

SHIONOGIグループの生産関連機能を結集したグループ会社であるシオノギファーマ株式会社（以下、シオノギファーマ）において、創業5年目となる当期は、ドルテグラビル（抗HIV薬）やゾコーバ、ゾフルーザなどの感染症薬の増産対応に加え、ワクチン生産体制の構築など、大きな進歩と成長を実現することができました。

また、今年度はジェネリック医薬品の品質問題や感染症の流行拡大により、医薬品の供給不足が深刻化しました。そのような中、シオノギファーマは鎮咳薬のメジコンについて、原薬の納期前倒しやリソースの振り替えなどによって大幅な増産の対応を行い、医療現場のニーズに応えてまいりました。人々の健康を守るために必要な製品・サービスを安定的かつ高品質な状態で提供し続けることは、SHIONOGIグループの責務です。今後も、この責務を全うするためグループ全体で取り組みを続けてまいります。

◆抗菌薬の国内安定供給確保に向けた厚生労働省の認定の取得

抗菌薬は、感染症の治療だけに限らず、手術時の感染予防など、医療上の必要性が極めて高い医薬品です。一方で、その原材料のほぼ100%が海外からの輸入に依存している状況であり、供給が途絶えた際には、国民の健康維持に重大な影響を与えてしまうことが懸念されます。そのため、日本政府は、抗菌薬を経済安全保障上の「特定重要物資」に指定し、国内での抗菌薬の安定供給に向けた取り組みとして「抗菌性物質製剤の安定供給にかかる計画」を策定し、その支援対象としてシオノギファーマが認定されました。これにより、シオノギファーマは製造設備や備蓄体制の整備に向け、支援を受けることが可能になります。

シオノギファーマはこれまでも、抗菌薬の原薬製造体制の整備に取り組んでまいりました。今回の認定を受けて、抗菌薬の国内安定供給に向けたサプライチェーン体制の強化を一層推進するとともに、連続生産技術を用いたより効率的で安全な製造手法の開発にも取り組んでまいります。

金ヶ崎工場



金ヶ崎工場にて、原薬の製造設備の増強およびβ-ラクタム原料の溶媒タンク等の設備構築を行いました。

尼崎事業所



尼崎事業所でも、原薬の側鎖合成技術および連続生産の製造法を確立するための設備構築を行いました。

サステナビリティミーティングの開催

サステナビリティの取り組みについて、SHIONOGIはこれまでも統合報告書などを通じて情報を発信してきました。当期は、より多くのステークホルダーの皆さまにSHIONOGIのサステナビリティに対する取り組みや考え方を深く理解いただくことを目的として、SHIONOGIとして初めてとなるサステナビリティミーティングを開催しました。

当日のスライドやスクリプトは、下記のウェブサイトに掲載しておりますので、詳細はそちらをご確認ください。

[プレゼンテーション資料](#) | [IR資料室](#) | [塩野義製薬 \(shionogi.com\)](#)



CDPより、「気候変動」・「水セキュリティ」で2年連続最高評価を獲得、気候変動分野でサプライヤー・エンゲージメント・リーダーに4年連続選出

環境情報開示に取り組む国際的な非営利団体CDPより、「気候変動」および「水セキュリティ」の両分野において、最高評価のAリスト企業に2年連続で選定されました。

さらに、「気候変動」分野で「サプライヤー・エンゲージメント評価」の最高評価である「サプライヤー・エンゲージメント・リーダー」に4年連続で選出されました。

GPIFが採用する各種インデックスに継続選定

当社は、世界最大規模の年金基金であるGPIFが日本株式のESG投資に採用するすべてのESGインデックスの構成銘柄に選定されています。また、その他のインデックス構成銘柄にも選定されています。

このインデックスが採用する	FTSE Blossom Japan Index
	FTSE Blossom Japan Sector Relative Index
	MSCI 日本株女性活躍指数
	MSCI 日本株 ESG セレクト・リーダーズ指数
	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数
その他のインデックス	Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index
	SOMPO サステナビリティ・インデックス
	FTSE4Good Index
	MSCI ESG Leaders Indexes
	MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数
iSTOXX MUTB Japan Platinum Career 150	

人的資本関連評価： D&I Award BEST WORKPLACEに2年連続認定、健康経営優良法人に8年連続認定

「D&I Award」において、最上位認定にあたる「ベストワークプレイス」の認定を2年連続で受けました。さらに、「健康経営優良法人」（大規模法人部門）に8年連続で認定されました。



FTSE Blossom Japan

2024 CONSTITUENT MSCI日本株女性活躍指数 (WIN)



FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

2024 CONSTITUENT MSCI日本株 ESGセレクト・リーダーズ指数



FTSE4Good

2024 CONSTITUENT MSCIジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数

2023 MSCI ESG Leaders Indexes Constituent

STOXX Indices by Qontigo

Member 2023/2024 Platinum Career Index



MORNINGSTAR GenDi J Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index TOP CONSTITUENT 2023



2023 Sompo Sustainability Index

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
シオノギファーマ株式会社	90百万円	100.0%	医薬品製造および製造受託 試験・分析受託
シオノギヘルスケア株式会社	10百万円	51.0%	一般用医薬品の製造販売
Shionogi Inc.	12米ドル	100.0%	医薬品の開発および製造販売
Shionogi B.V.	630千英国ポンド	100.0%	医薬品の開発および製造販売
平安塩野義（香港）有限公司	361,794千香港ドル	51.0%	医薬品の販売
平安塩野義（中国）有限公司	1,061,224千中国元	51.0%	医薬品の開発および製造販売

(3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資については、研究設備を中心とした投資を行い、その総額は149億円となっています。

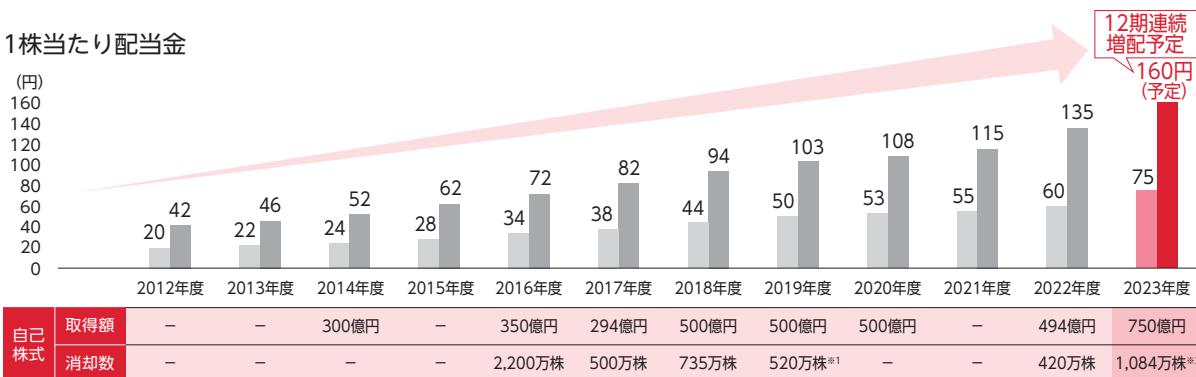
(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 配当方針

当社グループは、成長過程に応じた安定的な配当を基本とし、自己株式の取得・消却、政策保有株の持合い削減も含め、資本効率を向上させていきます。その関連指標としてEPS（1株当たり利益）、DOE（親会社所有者帰属持分配当率）、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）を採用しており、株主の皆さまに対する利益還元を行っています。

1株当たり配当金



自己株式	取得額	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
	取得額	—	—	300億円	—	350億円	294億円	500億円	500億円	500億円	—	—	494億円
消却数	—	—	—	—	2,200万株	500万株	735万株	520万株 ^{※1}	—	—	—	420万株	1,084万株 ^{※2}

※1 2020年3月30日決議、4月6日消却

※2 2023年7月31日決議、2024年4月17日消却

(6) 対処すべき課題

◆2024年度の強化ポイント

2024年度は、感染症ビジネスのグローバル展開によるトップラインの成長と、中長期の成長に向けた新規事業・成長ドライバーの確立をさらに推し進めるため、COVID-19に対する取り組みにおける迅速な意思決定と大胆なリソース配分から得た学びを、すべてのオペレーションに適応し取り組みを進めてまいります。また、グローバルコーポレート機能を強化するとともに、DXの推進によりオペレーションを変革し、さらなる業務効率の改善を図ります。

研究開発において、当期はCOVID-19治療薬やワクチン、S-309309を含む注力プロジェクトをそれぞれ進展させることができました。一方で、多くのリソースを割いて開発を進めているエンシトレルビルは、SAR承認*を取得したシンガポールを除き、未だグローバルに展開ができておらず、またワクチンについても実用化に至っておりません。2024年度は、感染症のリーディングカンパニーとしての責務を果たすため、それぞれの製品を必要とされる方々に提供することができるよう、改めてパンデミック禍で培ったスピードと意思決定の更なる高度化を進め、研究開発を推進してまいります。また、STS2030 Revisionでは注力する領域として社会的影響度の高いQOL疾患を掲げ、肥満症や睡眠障害などに対する研究開発を進めています。これら疾患を含め、社会における重要なヘルスケアニーズに応え、医療用医薬品のみにとどまらないイノベーションを創出するために、低分子創薬を中心とした自社の強みを活かしつつ、パートナーとの連携や外部ネットワークの活用を進めてまいります。

※SAR承認：未承認の治療薬を輸入・共有するためにシンガポールが独自に有する薬事システム

国内事業において、当期はCOVID-19治療薬ゾコーバの一般流通後の処方浸透と抗インフルエンザ薬のゾフルーザ、ラピアクタを含むインフルエンザファミリーのシェア拡大により、自社販売による売上を大きく拡大することができました。一方で、急性感染症であるCOVID-19は、インフルエンザと同様に早期診断・早期治療が重要であるにも関わらず、インフルエンザと比較して検査率、抗ウイルス薬を用いた治療率がともに低い現状があります。2024年度は、経口投与の抗ウイルス薬による治療を必要とする患者さまに、ゾコーバを確実にお届けできるよう、引き続き、治療率向上にむけた精力的な活動に取り組んでまいります。また、当期は多剤耐性グラム陰性菌に効果を示すセフィデロコルの販売を開始しました。セフィデロコルは、日本のPull型インセンティブ制度である抗菌薬確保支援事業に、初めて採用された薬剤となりました。2024年度は、抗菌薬の適正使用のための情報提供活動に取り組んでまいります。また、2023年11月に不眠症治療薬グリドレキサントの日本における販売に関する提携契約を持田製薬と締結しました。グリドレキサントについては、2024年12月末までの販売開始を目指しており、引き続き、持田製薬と連携して取り組みを進めてまいります。

海外事業において、当期は欧米でのセフィデロコルの自社販売の拡大に加え、外部機関との交渉力強化やグローバルサプライチェーンの強化を図ることで、グローバルに自社創製の感染症薬を提供する体制の構築を進展させることができました。2024年度は、COVID-19治療薬エンシトレルビルを欧米・アジアを中心にグローバルにお届けするとともに、急変する外部変化に適時対応できるように生産・サプライチェーンの強化を目指してまいります。このほか、欧米では、引き続き、セフィデロコルを中心とした病院領域における販売体制強化と、セフィデロコルに対するPull型インセンティブの適応国の拡大に取り組んでまいります。また、中国においては新薬の実用化に向けた活動を進めるとともに、中長期的な価値創造につなげるべくAI技術を活用した研究アプローチの拡充にも取り組んでまいります。

事業投資に関して、当期は抗菌薬の研究開発に強みを持つQpex社の完全子会社化や、睡眠障害における卓越した専門知識を有するApnimed社との合弁会社設立などを通じ、研究開発のケイパビリティや新規アセットの獲得を実現することができました。2024年度は、今までの事業投資で得られたケイパビリティの有効活用、ならびに適正な価値を見極めたうえで積極投資を継続することで、成長ドライバーの導入や育成、グローバル機能の強化を推し進めてまいります。

(7) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

【IFRS】

区分	2019年度 第155期	2020年度 第156期	2021年度 第157期	2022年度 第158期	2023年度 第159期 (当期)
売上収益	百万円 333,371	百万円 297,177	百万円 335,138	百万円 426,684	百万円 435,081
営業利益	百万円 130,628	百万円 117,438	百万円 110,312	百万円 149,003	百万円 153,310
税引前利益	百万円 158,516	百万円 143,018	百万円 126,268	百万円 220,332	百万円 198,283
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円 122,193	百万円 111,858	百万円 114,185	百万円 184,965	百万円 162,030
研究開発費	百万円 47,949	百万円 54,249	百万円 72,996	百万円 102,392	百万円 102,640
資産合計	百万円 873,695	百万円 998,992	百万円 1,150,601	百万円 1,311,800	百万円 1,416,918
資本合計	百万円 765,203	百万円 864,550	百万円 993,285	百万円 1,121,878	百万円 1,252,562
基本的1株当たり当期利益	円銭 395.71	円銭 365.03	円銭 378.75	円銭 621.31	円銭 558.51
1株当たり親会社所有者帰属持分	円銭 2,518.74	円銭 2,806.67	円銭 3,236.21	円銭 3,737.76	円銭 4,356.65
1株当たり配当金	円銭 103.00	円銭 108.00	円銭 115.00	円銭 135.00	円銭 160.00(注)2
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE)	% 15.5	% 13.9	% 12.5	% 17.8	% 13.9
親会社所有者帰属持分配当率 (DOE)	% 4.0	% 4.1	% 3.8	% 3.9	% 4.0(注)2

(注) 1. 当社グループは2020年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

2. 当期の1株当たり配当金および親会社所有者帰属持分配当率は、第159回定時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決された場合の金額および数値を記載しております。
3. 第158期において、当社はシオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託口（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）に当社株式3百万株を処分しておりますが、当該当社株式を自己株式として処理しています。そのため、第158期および第159期の基本的1株当たり当期利益および1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、当該株式数を控除しております。
4. 第159期の売上収益には、ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金が含まれております。

【日本基準】

区分	2019年度 第155期
売上高	百万円 334,958
営業利益	百万円 125,231
経常利益	百万円 151,751
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 121,295
研究開発費	百万円 47,193
総資産	百万円 773,650
純資産	百万円 683,647
1株当たり当期純利益	円 銭 392.80
1株当たり純資産額	円 銭 2,248.69
1株当たり配当金	円 銭 103.00
自己資本当期純利益率 (ROE)	% 18.0
株主資本配当率 (DOE)	% 4.7

②当社の財産および損益の状況の推移
【日本基準】

区分	2019年度 第155期	2020年度 第156期	2021年度 第157期	2022年度 第158期	2023年度 第159期 (当期)
売上高	百万円 293,865	百万円 260,986	百万円 285,948	百万円 369,499	百万円 345,761
営業利益	百万円 116,107	百万円 76,192	百万円 95,969	百万円 133,274	百万円 108,978
経常利益	百万円 121,265	百万円 81,714	百万円 100,892	百万円 134,998	百万円 258,621
当期純利益	百万円 88,640	百万円 32,181	百万円 90,264	百万円 107,367	百万円 253,060
総資産	百万円 580,804	百万円 617,123	百万円 730,120	百万円 768,120	百万円 840,570
純資産	百万円 530,482	百万円 536,405	百万円 590,430	百万円 612,890	百万円 749,494
1株当たり当期純利益	円 銭 287.05	円 銭 105.02	円 銭 299.41	円 銭 358.54	円 銭 863.36
1株当たり純資産額	円 銭 1,744.81	円 銭 1,778.50	円 銭 1,957.59	円 銭 2,060.64	円 銭 2,615.24

(注) 2020年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日) を適用しております。

(8) 企業集団の主要な事業セグメント

医薬品の研究開発、製造および販売を主要な事業としております。

(9) 企業集団の主要な事業所

		名称	所在地
国内	本店・支店	本店	大阪府大阪市
		東京支店	東京都千代田区
	事業所	淀屋橋オフィス	大阪府大阪市
		医薬事業本部オフィス	大阪府大阪市
	研究所	医薬研究センター	大阪府豊中市
		CMCイノベーションセンター	兵庫県尼崎市
	工場（注）2	摂津工場	大阪府摂津市
		金ヶ崎工場	岩手県胆沢郡
		徳島工場	徳島県徳島市
		伊丹工場	兵庫県伊丹市
海外（注）2	Shionogi Inc.	米国ニュージャージー州	
	Shionogi B.V.	オランダアムステルダム	
	平安塩野義（香港）有限公司	中華人民共和国香港特別行政区	
	平安塩野義（中国）有限公司	中華人民共和国上海市	

- (注) 1. 上記のほか、国内主要都市に営業所等を設けております。
2. 子会社における拠点であります。

(10) 企業集団の使用人の状況

①企業集団の使用人数

使用人数	前期末比増減
4,959名	(減) 721名

- (注) 1. 使用人数は、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者、臨時雇用人員を除いております。
2. 減少の主な要因は、2023年7月にアクセンチュア株式会社との合併会社化に伴いシオノギビジネスパートナー株式会社が当社グループ傘下でなくなったことおよび2023年10月31日を退職日とする特別早期退職プログラムを実施したことによるものです。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,117名	(減) 341名	40.9才	15.1年

- (注) 減少の主な要因は、2023年10月31日を退職日とする特別早期退職プログラムを実施したことによるものです。

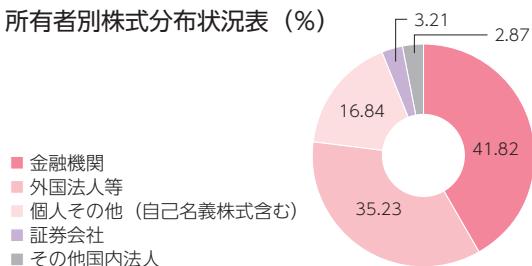
(11) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 1,000,000,000株
 ②発行済株式の総数 307,386,165株
 (自己株式20,894,588株を含む。)
 ③株主数 68,435名
 ④大株主(上位10名)

所有者別株式分布状況表 (%)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	56,082	19.57
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	23,981	8.37
住友生命保険相互会社	18,604	6.49
株式会社SMB C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	9,485	3.31
日本生命保険相互会社	8,409	2.93
BANK OF CHINA (HONG KONG) LIMITED-PING AN LIFE INSURANCE COMPANY OF CHINA, LIMITED	6,356	2.21
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,639	1.96
J P モルガン証券株式会社	4,453	1.55
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	3,650	1.27
JP MORGAN CHASE BANK 385781	3,430	1.19

(注) 1. 当社は自己株式20,894,588株を保有しておりますが、上記大株主(上位10名)の中には含めておりません。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式20,894,588株を控除した286,491,577株に対する割合として算出しております。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	19,000	2
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行決議日	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 および数	新株予約権 1個当たり の発行価格	新株予約権 1個当たり の行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権 (2011年7月11日)	2011年 6月24日	252個	当社普通株式 25,200株	113,000円	100円	2011年7月12日から 2041年7月11日まで	127個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権 (2012年7月12日)	2012年 6月27日	316個	当社普通株式 31,600株	91,700円	100円	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	213個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権 (2013年7月11日)	2013年 6月26日	172個	当社普通株式 17,200株	193,100円	100円	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	115個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権 (2014年7月10日)	2014年 6月25日	178個	当社普通株式 17,800株	190,000円	100円	2014年7月11日から 2044年7月10日まで	124個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権 (2015年7月9日)	2015年 6月24日	99個	当社普通株式 9,900株	455,400円	100円	2015年7月10日から 2045年7月9日まで	62個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権 (2016年7月8日)	2016年 6月23日	85個	当社普通株式 8,500株	525,700円	100円	2016年7月9日から 2046年7月8日まで	53個 (2名)
塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権 (2017年7月7日)	2017年 6月22日	85個	当社普通株式 8,500株	574,200円	100円	2017年7月8日から 2047年7月7日まで	53個 (2名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株であります。
2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の公正価額相当額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺しております。
3. 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。
4. 取締役の保有状況のうち、2011年度から2014年度の各新株予約権については、取締役1名が取締役就任前に執行役員の職務執行の対価として付与されたものを含めて記載しております。
5. 当社は新株予約権を社外取締役および監査役には割り当てておりません。

②当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役会長兼社長 CEO	手代木 功	株式会社三井住友銀行社外取締役 A G C株式会社社外取締役
取締役副会長	澤 田 拓 子	コニカミノルタ株式会社社外取締役
取締役	安 藤 圭 一	株式会社椿本チエイン社外取締役 株式会社ダイヘン社外取締役
取締役	尾 崎 裕	株式会社ロイヤルホテル社外取締役
取締役	高 槻 史	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー 三共生興株式会社社外監査役
取締役	藤 原 崇 起	
常勤監査役	岡 本 旦	
常勤監査役	加 藤 育 雄	
監査役	藤 沼 亜 起	学校法人千葉学園監事
監査役	奥 原 主 一	日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長
監査役	後 藤 順 子	株式会社三井住友銀行社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕、取締役 高槻史および取締役 藤原崇起は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原圭一および監査役 後藤順子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕、取締役 高槻史および取締役 藤原崇起は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
4. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原圭一および監査役 後藤順子は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
5. 監査役 藤沼亜起、監査役 奥原圭一および監査役 後藤順子は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社は、各社外取締役および各監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。
7. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役および監査役です。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。
8. 当事業年度中に退任した役員
監査役 藤原 崇起（2023年6月21日 辞任：取締役就任のため）

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与および2018年度から導入した譲渡制限付株式報酬（中期業績連動型、長期型）で構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案したうえで取締役の職位や役割に応じた基本報酬テーブルを元に決定しております。

賞与は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（資産売却等を除くコア営業利益、連結当期純利益、その他取締役としての総合業績評価）を反映した現金報酬とし、短期的なインセンティブとして各事業年度の目標利益の達成等の業績に応じた算定テーブルに基づいて決定し、毎年6月に支給されます。当事業年度の業績指標の実績としては、「1. SHIONOGIグループの現況に関する事項（1）事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

株式報酬については、各取締役の職位や役割に応じた付与テーブルに基づいて毎年7月に付与されますが、特に中期業績連動株式報酬では、STS2030 Revision（2023～2030年度）のうちPhase 2の2023～2025年度の3年間の付与分に対して2025年度の達成状況から売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、ROE、当社を含む同業他社11社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび投資の状況を考慮して業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決定します。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給します。

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度等の内容を決定しております。その決定方針については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。また、2021年2月22日開催の取締役会決議に基づき、基本報酬および賞与の個人別報酬額等の決定については最高経営責任を持つ者による評価および決定が適切であると考えことから、代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功に委任されており、報酬諮問委員会は、委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、委任を受けた代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功は、当該答申ならびに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、より業績を重視し株主さまの視点に立つよう、2021年度から中期業績連動株式報酬テーブルの改定を実施した結果、KPI100%達成を前提として、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等はほぼ1：1：1となるよう制度設計しております。（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式です。

この結果、当事業年度の基本報酬の割合は、当期利益目標の達成状況や株式報酬における株価の影響もあり、36%程度となっております。取締役会は、取締役会および報酬諮問委員会における審議や報告等を通じて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであることを確認しております。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております。

社内の報酬諮問委員会は取締役会の諮問機関として構成メンバー6名の過半数を社外取締役が占め、社外取締役が議長を務めております。役員報酬については、同委員会において十分な審議を行っており、また、取締役および執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度などを審議しております。

区分	人員数	報酬等の種類別の総額			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	合計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役 (うち社外取締役)	6 (4)	227 (70)	156 (-)	117 (-)	501 (70)
監査役 (うち社外監査役)	6 (4)	124 (54)	- (-)	- (-)	124 (54)
計	12	351	156	117	625

- (注) 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役は年額750百万円以内（2018年6月20日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名です））、監査役は年額170百万円以内（2019年6月18日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です）です。
2. 上表の「業績連動報酬等」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
3. 上表の「非金銭報酬等」の額は、当事業年度に費用計上した額であります。

<取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（金銭報酬としての賞与）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮し設定した基本報酬テーブルに基づき、決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益ならびに連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年6月に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、在籍を要件とする長期型株式報酬制度と業績に連動する中期業績連動型株式報酬の二本立てとする。長期型株式報酬制度は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。

中期業績連動型株式報酬は報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。譲渡制限付株式を毎年7月に付与し、STS2030 Revision（2023～2030年度）のうちPhase 2の2023～2025年度の3年間の付与分に対して2025年度の達成状況から業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決める。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給する。業績評価については、売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、ROE、当社を含む同業他社11社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび投資の状況を考慮して、総合的な評価を報酬諮問委員会にて審議したのち、取締役会にて決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（5.の委任を受けた代表取締役）は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度などの内容を決定し、その趣旨に沿って個人別の報酬額を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝1：1：1とする（KPIを100%達成の場合）。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、基本報酬テーブルに基づく各取締役の基本報酬の額ならびに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

報酬諮問委員会は、代表取締役に委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申ならびに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で株式報酬テーブルに基づいた取締役個人別の割当株式数を決議する。

報酬諮問委員会は6名の委員からなり過半数を社外取締役が占め、社外取締役が委員長を務める。報酬諮問委員会では上記のほか、取締役および執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度などを審議する。

(3) 社外役員に関する事項

①当社における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	安藤 圭一	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきましては、議長を務めるとともに、重要な経営資源が有効活用されるよう、予算立案・管理や投資を含めた資本政策、リスクマネジメントの観点から多くの質問や意見を出され、的確に助言いただいております。
	取締役会出席状況 13/13回 (100%)	
取締役	尾崎 裕	関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織運営に関する豊富な実務経験と幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、投資や事業提携も含めたビジネスやマーケティング、サプライチェーンに関する的確な質問や助言を多くいただいております。
	取締役会出席状況 13/13回 (100%)	
取締役	高槻 史	国際企業法務に携われてきた弁護士立場で、当社の果たすべき企業責任を認識し、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国を含むアジアでのビジネス展開に関して質問をいただくとともに、コンプライアンスに関して的確に助言いただいております。
	取締役会出席状況 13/13回 (100%)	
取締役	藤原 崇起	関西を中心とした都市交通、不動産、エンタテインメント事業などを行うグループ会社の経営者としての豊富な実務経験や幅広い識見を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に人材マネジメントやコンプライアンスに関して的確に助言いただいております。
	取締役会出席状況 11/11回 (100%)	
監査役	藤沼 亜起	財務・会計の高度な専門性やサステナビリティに係る環境変化を考慮し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に財務・会計やサステナビリティの視点から的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
	取締役会出席状況 13/13回 (100%)	
	監査役会出席状況 11/11回 (100%)	
監査役	奥原 圭一	変化の激しいビジネス環境への適応や財務・会計の高度な専門性を考慮し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に投資やデジタルを含むヘルスケア産業全般についての的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
	取締役会出席状況 13/13回 (100%)	
	監査役会出席状況 11/11回 (100%)	

区分	氏名	主な活動状況
監査役	後藤 順子	財務・会計の高度な専門性や企業のボード議長としての豊富な経営経験や幅広い識見により、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断および職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会におきまして、主に財務・会計やコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについての的確に助言いただいております。また、監査役会におきましては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
	取締役会出席状況	
	11/11回 (100%)	
	監査役会出席状況	
	9/9回 (100%)	

(注) 取締役 藤原崇起の取締役会出席状況ならびに監査役 後藤順子の取締役会出席状況および監査役会出席状況につきましては、2023年6月21日就任以降のものであります。

②重要な兼職先と当社との関係

取締役 安藤圭一が社外取締役を務める株式会社樫本チエインおよび株式会社ダイヘンと当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 尾崎裕が社外取締役を務める株式会社ロイヤルホテルと当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 高槻史がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりませんが、国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所からアドバイスを受けることがあります。また、社外監査役を務める三共生興株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 藤原崇起が当事業年度に社外取締役を務めた山陽電気鉄道株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 藤沼亜起が監事を務める学校法人千葉学園と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 奥原圭一が代表取締役会長を務める日本ベンチャーキャピタル株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 後藤順子が社外取締役を務める株式会社三井住友銀行と当社との間に、記載すべき関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

131百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

139百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（方針、項目、チーム体制、予定時間、前期からの変更点等）および報酬見積額の説明を受け、前期の計画と実績・報酬額・時間当たり報酬単価等との比較に加え、社内関係部門の見解を確認し検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し同意を行っております。
3. 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社が定めた会計監査人を適切に評価するための基準に照らして、職務遂行の適正性が確保されないと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の不再任の決定を行う方針です。

(4) 監査役会が会計監査人を不再任としなかった理由

監査役会は、会計監査人から職務の執行状況について報告を受けるとともに、説明を求め、監査役会が定めた「会計監査人の評価基準」に基づき適切なプロセスを経て、厳正に評価を実施し協議いたしました。その結果、再任を相当とする監査役会の決議に至りましたが、引き続き、会計監査人の業務管理体制を監視してまいります。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」）に基づく当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務執行に関する事項

当事業年度において取締役会（社外取締役 4名を含む 6名により構成）は、13回開催され、法令・定款に則り経営判断を要する重要事項に関して適切な意思決定を行うとともに、監査役 5名は取締役の職務執行の監査に努めました。

当社は、経営の執行、監督の役割を明確にし、機動的かつ柔軟に業務を行うため取締役会におけるモニタリング機能を充足させています。業務執行にあたっては執行役員制度を導入しており、業務に係る重要事項は、定期的（毎週）に開催される社内の取締役、常勤監査役および業務執行の責任者にて構成される経営会議の審議を踏まえて、取締役会において適法かつ効率的な意思決定を行っております。さらには、業務執行部門および主要なグループ会社の職務の執行状況を定期的に取締役会に報告することにより、執行の監督にも努めております。

当社の意思決定プロセスの一環として、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク（攻めのリスク、事業機会）とマイナスのリスク（守りのリスク）を一体として捉え、ビジネスリスクの大きさに基づく意思決定レベルの基準を設定し、成果の最大化に向けた職務の執行に努めております。さらに、当事業年度において、中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030 (STS2030)」のこれまでの取り組みを踏まえ、「STS2030 Revision」を策定しております。その達成に向けて、高度な意思決定と効率的な業務執行力を有する組織へと自らを変化させることが重要と考え、業務執行に関する責任の所在をより明確にし、かつ関連本部間の連携を強化するため、代表取締役から負託を受けた業務執行責任者が主要なバリューチェーンごとに管掌するガバナンス体制に2022年度より変更しております。

政策保有株式の状況および企業年金の運用状況については、「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に従い、取締役会へ定期的に報告され検証しております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、計画に基づき内部統制評価を実施し、必要な改善を促しております。

情報の保存・管理については、SHIONOGIグループ情報管理ポリシーに基づき情報セキュリティ体制を整備し、電磁的記録を含め、法令・規則等に従い適切に保存・管理しております。

②コンプライアンスに関する事項

当社は、「SHIONOGIグループコンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動を確保するため、代表取締役自らが四半期ごとに全従業員に発信しているメッセージにおいて企業倫理の重要性について繰り返し言及することにより、当社グループ役職員のコンプライアンスの徹底に努めております。また、コンプライアンス委員会（委員長：代表取締役）は、四半期ごとにコンプライアンス上の課題等について協議し、定期的にコンプライアンス教育、ハラスメント教育を行うなど、各業務執行部門におけるコンプライアンスの活動を支援しております。さらには、より業務に密着した事象に関してバリューチェーンごとにもコンプライアンス委員会を開催する体制を取っております。コンプライアンス委員会の活動状況については、取締役会に年2回定期的に報告を行うことにより取締役による監督を行い、コンプライアンス体制を強化しております。

加えまして、内部統制システムの実効性を検証するため、内部監査を担う内部統制部によるモニタリング活動を継続するとともに、内部通報制度として内部通報窓口を総務部および外部弁護士事務所に設置し、さらにハラスメント相談窓口および時間外労働相談窓口を会社内並びに労働組合内に設置しており、コンプライアンス違反、ハラスメントおよび過重労働の未然防止、早期発見および再発防止に努めております。

③リスク管理に関する事項

当社グループは、「SHIONOGIグループリスクマネジメントポリシー」に則り、事業機会の創出およびリスクの回避や低減など適切なマネジメントを行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等のクライシスマネジメントも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社的リスクマネジメント（Enterprise Risk Management）体制を経営戦略・経営基盤の重要な仕組みとして構築しております。本体制においては当社およびグループ会社の各組織が意思決定と業務執行に係るリスクを認識し、主体的に管理し対応策を講じることを基本としており、それらリスク情報をサステナビリティ推進部、総務部、経営企画部で構成される全社リスク管理機能が収集し、当社グループの事業に対する影響度、リスクの発生可能性ならびにリスク対応策の充足度の観点で全社における対応の優先度を分類しております。特に経営に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営会議および取締役会にて特定し、その評価や対応方針を立案しており、各リスクを主管する各組織は決定した対応方針に基づき、関連組織と協働してリスク対応を実施しております。全社リスク管理機能は、経営会議および取締役会に対して、年間の

全社リスクマネジメント計画について期初に活動案を提示し承認を得るとともに、その対応状況等のモニタリングを行っております。また、必要に応じて適宜その進捗を報告し、フィードバックを受けることで期中においても迅速かつ柔軟に課題の抽出、対応策の立案を行っております。

クライシスマネジメントについては、新たに策定した危機管理規則等に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献および企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを克服することを目指しております。そのためにクライシス発生を想定した各種訓練を、経営層を含めた全社で継続的に実施しております。

なお、内部統制部は、社内の様々なリスク管理の状況について、独立した立場で検証・評価を実施しております。

④グループ会社管理体制に関する事項

「SHIONOGIグループ会社管理規則」に基づき、当社各部門がグループ会社の事業運営について管理・支援を行うほか、当社から取締役・監査役を派遣し、職務執行を監督、監査しております。グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、グループ会社に当社の基本方針、SHIONOGIグループ行動憲章を周知徹底するとともに、統括管理する総務部を中心にグループ会社役員への教育を行うなど、適正なグループ会社経営を推進し、内部統制部が内部監査を通じてグループ各社の業務執行の適正性・有効性を確認しております。

⑤監査役の職務執行に関する事項

監査役は取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効性に関わる情報を適時に入手し、代表取締役および各部門の責任者等と定期的に会合を持ち意見交換を行うとともに、会計監査人および内部統制部と緊密に連携する体制を整備しており、監査の実効性を確保しております。

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人を複数選任し、監査役の指揮命令下において監査役会による会計監査人評価等の監査役の職務遂行に必要な事項を補助いたしました。

常勤監査役が主宰する「グループ会社監査連絡会」を定期的で開催し、グループ会社毎の経営状況に関する意見交換などを通じて、グループ全体の監査状況を確認するとともに、監査の実効性を確保しております。

当事業年度において監査役会は11回開催され、経営の妥当性・効率性、コンプライアンス、リスク管理および内部統制の実効性に関して幅広く検証し、適宜経営に対して助言や提言がなされました。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」に基づく当事業年度における運用状況を踏まえ、2024年4月25日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

当社は、役員・従業員が、経営理念であり価値観である「SHIONOGIの基本方針」を共有し、コンプライアンスを遵守して職務を遂行することにより、透明で誠実な経営を推進してまいります。

この職務の遂行の実効性を高めていくことを目的として、以下に示すとおり業務の適正を確保するための体制を整備・運用いたします。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、常に顧客、社会、株主、従業員の4つのステークホルダーの立場をふまえ社会の期待に応えるため透明で適正な経営を推進します。

そのために、会社の経営理念として定めた「SHIONOGIの基本方針」や役員・従業員の行動のあり方を定めた「SHIONOGIグループ行動憲章」の徹底を図ることで企業の存在意義を浸透させるとともに、企業倫理に関しては社会人として恥じることのない行動を重視し、代表取締役が統括するコンプライアンス委員会においては、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を策定し推進します。

また、反社会的勢力に対しては、「SHIONOGIグループ行動憲章」に基づき、これらに付け入る隙を与えず常に毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

コーポレート・ガバナンス体制は、監査役会設置会社の機関設計のもとに過半数の社外取締役で構成する取締役会を設け、株主をはじめとするステークホルダーの要請に基づく客観的な視点をも踏まえた大局的な経営判断を実行します。なお、任意の機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置しています。

最良のコーポレート・ガバナンスを実現させるために制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」を実践することで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを念頭に入れ、職務の執行にあたっては、透明性およびトレーサビリティを確保するため組織長決裁から取締役会決議に至る意思決定と進捗およびその結果を追跡するプロセスを確立し、実態を検証することにより、職務の公正・迅速・果断な実行を推進します。

取締役会は、モニタリングボードとしての機能を充足するため経営に関する重要事項について取締役会規則に則り多角的な経営判断に基づいた意思決定を行うとともに職務の執行状況をタイムリーに把握、監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。取締役は、他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告し、その是正を図ります。

社外取締役は、独立役員として当社の果たすべき企業責任を認識し、専門知識に基づき透明性の高い経営に貢献します。代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、内部統制の有効性について適切に評価・報告を行います。

監査役は、取締役の職務執行について監査を行い、取締役は監査に協力します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報セキュリティ体制を整備し電磁的記録、電子署名等への対応を図るとともに取締役会議事録、経営会議議事録、コンプライアンス委員会議事録、代表取締役を決裁者とする決裁情報等は、保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、法令・規則等で定められた期限を遵守し、閲覧可能な状態を維持します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「SHIONOGIグループリスクマネジメントポリシー」に則り、事業機会の創出およびリスクの回避や低減など適切なマネジメントを行うとともに、パンデミック、自然災害、テロやサイバー攻撃等のクライシスマネジメントも含めたグループ全体のビジネスリスクを統括する全社的リスクマネジメント(Enterprise Risk Management)体制を経営戦略・経営基盤の重要な仕組みとします。本体制においては当社およびグループ会社の各組織が意思決定と業務執行に係るリスクを認識し、主体的に管理し対応策を講じることを基本としています。全社リスク管理機能は、経営会議および取締役会に対して、年間の全社的リスクマネジメント計画について期初に活動案を提示し承認を得るとともに、その対応状況等のモニタリングを行っています。また、必要に応じて適宜その進捗を報告し、フィードバックを基に更なる課題の抽出と改善に向けた活動を推進します。

クライシスリスク管理については、新たに策定した危機管理規則等に基づき、事業継続計画を含む総合的な管理体制の整備、推進を図り、人命を尊重し、地域社会への配慮、貢献および企業価値毀損の抑制を主眼とした管理を推進し、クライシスが発生した場合には、速やかに対処し、当該クライシスを克服することに努めます。そのためにクライシス発生を想定した各種訓練を、経営層を含めた全社で継続的に実施しております。

なお、内部統制部(内部監査部門)は、社内の様々なリスク管理について、独立した立場で検証・評価を実施しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社においては、経営の執行、監督の役割を明確にするとともに、機動的かつ柔軟な業務運営を行うため執行役員制度を導入しています。職務の執行に関する重要事項については、定期的(毎週)に開催される経営会議において十分に議論し、その審議をふまえて取締役会において意思決定を行います。

取締役会の決議および経営会議の審議事項は、業務執行を担う関係部門の組織長等に速やかに伝達され、職務権限規則、業務分掌規則に則り適切な者がその権限と責任の範囲において、職務の執行を円滑に実施する手続きを行います。

当社における職務の執行は、常にビジネスリスクを想定し、プラスのリスク(攻めのリスク、事業機会)とマイナスのリスク(守りのリスク)を一体として捉え、ビジネスリスクレベルに基づく意思決定の基準を設定し、機会を逸することのないように留意します。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を中心に、「SHIONOGIグループ コンプライアンスポリシー」に則り、事業活動における法令遵守と倫理的行動の確保をより高めるための諸施策を推進します。

コンプライアンス委員会の事務局をコンプライアンス部に置き、コンプライアンス教育およびハラスメント教育などを行うとともに、各業務執行部門におけるコンプライアンスおよびハラスメントなどに対するリスク管理を支援します。

また、内部統制システムの実効性を検証するため、内部統制部による内部監査を充実させ、モニタリングを強化するとともに、内部通報窓口を十分に活用し、不祥事の未然防止、早期発見および再発防止に努めます。

6. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、当社の基本方針、SHIONOGIグループ行動憲章の周知を行います。

取締役は、グループ会社から業務の執行状況について報告を受け、当社の基本方針、SHIONOGIグループ行動憲章、経営計画等の実現に向け、「SHIONOGIグループ会社管理規則」に基づきグループ会社を適切に管理し、育成します。

グループ各社においては、上記に準拠した事業運営を行うことにより、適正かつ効率的に業務を推進します。

グループ各社の業務執行については、事業部門並びに管理部門が適正な事業運営の管理・支援を行い、総務部が統括管理部門として全体管理を行います。

また、内部統制部が内部監査を通じてグループ各社の業務の適正性、有効性を確認するとともに、経理財務部員および内部統制部員をグループ各社の監査役として派遣し監査を実施します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は、監査役が必要性を認め、設置を求めた場合には設置します。

監査役の職務を補助すべき使用人を設置する場合は、取締役からの独立性を確保した体制とします。監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に服する旨を当社の役員および使用人に周知徹底します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行と管理に関わる情報、内部統制の実効に関わる情報を適時に入手できる体制を構築します。

監査役会は、取締役・業務執行責任者等に業務執行の状況について、直接報告を求めることができます。なお、取締役あるいは業務執行責任者は、当社もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、法令違反などの不正行為や重大な不当行為等が判明した場合は、書面もしくは口頭にて速やかに監査役に報告します。監査役への報告を行った当社およびグループ会社の役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保証します。

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

9. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施および助言・勧告を行うにあたって、会計監査人や内部統制部との連携を図るとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち意見を交換することにより、監査の実効性を高めます。

また、監査役は、グループ全体の監査の実効性を確保することを目的として「グループ会社監査連絡会」を定期的に開催し、各グループ会社の経営状況や監査状況に関する意見交換を行います。

7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

・当社は、2021年8月、ブラジルにおいてドルテグラビル（日本販売名：テビケイ）の Partnership for Productive Development (PDP) を取得したBlanver S.A.およびLafepe に対し、ViiV Healthcare CompanyおよびGlaxoSmithKline Brazil Ltda.と共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、特許侵害訴訟を提起いたしました。

・当社は、2023年2月、米国においてバロキサビルマルボキシル（販売名：XOFLUZA）の後発品申請を行った NORWICH PHARMACEUTICALS, INC. および ALVOGEN PB RESEARCH & DEVELOPMENT LLC に対し、HOFFMANN-LA ROCHE INC. および GENENTECH, INC.と共同で、当社が保有するバロキサビルマルボキシルの物質特許等のオレンジブック記載の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がオレンジブック記載の特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。

・当社は、2024年1月、カナダにおいてドルテグラビルナトリウム（販売名：TIVICAY）の後発品申請を行った PHARMASCIENCE INC. に対し、ViiV Healthcare Company および ViiV Healthcare ULC と共同で、当社がViiV Healthcare Company と共有するドルテグラビルの物質特許に基づき、当該特許満了前の実施行為の差し止めを求める特許権侵害訴訟をトロントのカナダ連邦裁判所に提起いたしました。

連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
資 産			資 本		
非流動資産			資 本 金	21,279	21,279
有形固定資産	114,586	112,085	資 本 剰 余 金	14,242	15,204
のれん	15,287	9,819	自 己 株 式	△137,889	△63,074
無形資産	117,621	96,309	利 益 剰 余 金	1,065,913	940,606
使用権資産	9,440	6,482	その他の資本の構成要素	271,778	186,030
投資不動産	27,768	26,382	親会社の所有者に帰属する持分	1,235,325	1,100,046
その他の金融資産	292,321	247,711	非 支 配 持 分	17,236	21,832
繰延税金資産	13,526	22,100	資 本 合 計	1,252,562	1,121,878
その他の非流動資産	42,158	6,716	負 債		
非流動資産合計	632,712	527,607	非流動負債		
流動資産			リ ー ス 負 債	8,753	6,397
棚卸資産	64,916	57,919	その他の金融負債	7,649	4,844
営業債権	122,830	109,774	退職給付に係る負債	7,994	12,867
その他の金融資産	215,761	254,131	繰延税金負債	4,360	5,916
その他の流動資産	22,607	53,142	その他の非流動負債	1,691	1,343
現金及び現金同等物	358,090	309,224	非流動負債合計	30,448	31,369
流動資産合計	784,205	784,192	流 動 負 債		
資 産 合 計	1,416,918	1,311,800	リ ー ス 負 債	2,867	3,014
			営 業 債 務	14,808	14,005
			その他の金融負債	31,118	29,720
			未払法人所得税	20,844	42,217
			その他の流動負債	64,267	69,595
			流 動 負 債 合 計	133,907	158,552
			負 債 合 計	164,355	189,921
			資 本 及 び 負 債 合 計	1,416,918	1,311,800

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
売 上 収 益	410,073	426,684
ライセンス移管に伴う利益	25,008	—
売 上 原 価	△57,602	△62,246
売 上 総 利 益	377,479	364,437
販売費及び一般管理費	△99,651	△97,775
研 究 開 発 費	△102,640	△102,392
製品に係る無形資産償却費	△3,728	△3,720
そ の 他 の 収 益	6,194	3,899
そ の 他 の 費 用	△24,342	△15,445
営 業 利 益	153,310	149,003
金 融 収 益	51,674	75,829
金 融 費 用	△6,701	△4,500
税 引 前 利 益	198,283	220,332
法 人 所 得 税 費 用	△37,708	△35,836
当 期 利 益	160,575	184,496
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	162,030	184,965
非 支 配 持 分	△1,455	△469
当 期 利 益	160,575	184,496

連結持分変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	親会社 所有者に 帰する 持分	非支配持分	資本合計
当期首残高	21,279	15,204	△63,074	940,606	186,030	1,100,046	21,832	1,121,878
当期利益				162,030		162,030	△1,455	160,575
税引後その他の包括利益合計					92,948	92,948	612	93,560
当期包括利益	-	-	-	162,030	92,948	254,978	△842	254,135
自己株式の取得			△75,013			△75,013		△75,013
自己株式の処分		△3	198			195		195
配当金				△43,919		△43,919		△43,919
支配継続子会社に対する持分変動		△961				△961	△3,752	△4,714
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替				7,199	△7,199	-		-
その他		3		△3		-		-
当期末残高	21,279	14,242	△137,889	1,065,913	271,778	1,235,325	17,236	1,252,562

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準審議会によって公表された国際財務報告基準（以下「IFRS」という）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 43社

主要な連結子会社の名称

シオノギファーマ株式会社、シオノギヘルスケア株式会社、Shionogi Inc.、
Shionogi B.V.、平安塩野義（香港）有限公司、平安塩野義（中国）有限公司

(新規) 株式取得による増加 2社

(除外) 清算による減少 2社

合併による減少 1社

株式売却による減少 1社

(注)「株式売却による減少」は、持分の一部売却によりシオノギビジネスパートナー株式会社を連結の範囲から除外したことによるものであります。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した共同支配企業の数 2社

(新規) 株式取得による増加 1社

持分法を適用した関連会社企業の数 1社

(新規) 株式売却による増加 1社

(注)「株式売却による増加」は、持分の一部売却によりシオノギビジネスパートナー株式会社を連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めたことによるものであります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権を発生日に認識しております。その他のすべての金融資産は当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産と公正価値で測定する金融資産に分類しております。

この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって以下のように行っております。

(a) 負債性金融商品である金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

上記のいずれにも該当しない場合には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 資本性金融商品である金融資産

原則として、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ただし、売買目的で保有するものを除く資本性金融商品については、資本性金融商品ごとに、当初認識時においてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することが認められております。

金融資産は、原則として、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は取引価格で測定しております。

また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取引費用は発生時に純損益で認識しております。

(ii) 事後測定

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定し、利息は「金融収益」として純損益に認識しております。必要な場合には減損損失を控除しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類することを選択した資本性金融商品については、公正価値の変動額はその他の包括利益に認識し、累積利得または損失は、認識を中止した場合に利益剰余金に振り替えております。ただし、配当金は純損益として「金融収益」に認識しております。

また、負債性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したものについては、公正価値の変動額は、減損損失（または戻し入れ）及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止または分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

上記以外の資産については、公正価値の変動額は純損益に認識しております。

(iii) 減損

償却原価で測定する金融資産及び負債性金融資産のうちその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産については、毎期、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定し、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無に応じて、次の金額を貸倒引当金として認識しております。

(a) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合

12ヵ月の予想信用損失と同額

(b) 信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合

全期間の予想信用損失と同額

ただし、営業債権及びリース債権については、上記にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失の金額は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として算定しております。

貸倒引当金の繰入額は、純損益に認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、その戻入額を純損益に認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

② 非デリバティブ金融負債

(i) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。

金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のように測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、「金融収益」または「金融費用」として純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、純損益に認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しております。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。デリバティブの公正価値の変動は、原則として、純損益に認識しております。

ただし、当社グループは、一部のデリバティブについて、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っており、ヘッジ会計に関する要件を満たす場合、ヘッジ手段であるデリバティブに係る公正価値の変動額のうち、有効な部分はその他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

ただし、予定取引のヘッジがその後に非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

④ 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約であります。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しております。当初認識後は、公正価値で測定されるものを除き、貸倒引当金の額と当初認識額から認識した収益の累計額を控除した額のうち、いずれか高い方で測定しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しております。取得原価には原材料、直接労務及びその他直接費用ならびに関連する製造間接費が含まれており、原価の算定にあたっては、総平均法を用いております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(3) 有形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産は、それぞれ見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～60年
- ・機械装置及び運搬具 2～17年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

(4) 無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

無形資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定し、企業結合により取得した無形資産の取得原価は取得日の公正価値で測定しております。

内部発生の開発費用は資産として認識するための基準がすべて満たされた場合に限り無形資産として認識しておりますが、臨床試験の費用等、製造販売承認の取得までに発生する内部発生の開発費用は、期間の長さや開発に関連する不確実性の要素を伴い資産計上基準を満たさないと考えられるため、発生時に費用として認識しております。

製品及び技術の導入契約や企業結合に伴い取得した製品や研究開発にかかる権利のうち、研究開発の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないものは、仕掛研究開発資産として「製品に係る無形資産」に含めて計上しています。

取得した仕掛研究開発資産に関する支出は、当社グループに将来の経済的便益をもたらすことが期待され、かつ、識別可能である場合にのみ資産として計上しており、これには第三者に支払われた契約一時金及び目標達成時のマイルストーン支払が含まれています。

耐用年数が確定できる無形資産は、各資産の耐用年数にわたり、定額法で償却しております。これらの資産の償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な無形資産の種類別の耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・製品に係る無形資産 8～15年
- ・ソフトウェア 5年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて改定しております。

ただし、未だ使用可能ではない無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、償却をしておりません。

(5) 使用権資産の減価償却方法

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権をリース期間の終了時まで借手に移転する場合または使用権資産の取得原価が購入オプションを借手が行使するであろうことを反映している場合には原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合には、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方まで行っております。

(6) 投資不動産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

有形固定資産に準じております。

(7) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんは償却しておりません。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産及び繰延税金資産を除く）については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額を見積り、減損テストを実施します。

のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年一定の時期に減損テストを実施しています。さらに、減損の兆候がある場合は、その都度減損テストを行っています。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額で算定されます。使用価値は、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定されます。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として純損益で認識しています。

のれん以外の減損損失については、過年度に減損損失を認識した資産または資金生成単位については、当該減損損失の戻入の兆候の有無を判断しています。戻入の兆候がある場合には、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合には、減損損失の戻入を行います。減損損失の戻入額は、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、純損益で認識しています。のれんの減損損失については、戻入を行っていません。

(9) 従業員給付

① 退職後給付

(i) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて個々の制度ごとに算定しております。割引率は、将来の給付支払見込日までの期間に対応した連結会計年度の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度が積立超過である場合には、将来掛金の減額または現金の返還という形で利用可能な将来の経済的便益の現在価値を資産上限額としております。確定給付制度に係る再測定は、発生した期に一括してその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用は、それらを支払う法的債務または推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる金額を負債として認識しております。

(10) 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

また、独立した履行義務であるライセンスを供与する約束については、ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、顧客に以下のいずれを提供するものなのかを考慮して、ライセンスが顧客に一時点で移転するのか一定の期間にわたり移転するのかを判定しております。

①ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利

②ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンス期間にわたり存在する当社グループの知的財産にアクセスする権利を顧客に提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一定の期間にわたり充足される履行義務として会計処理しております。

ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、ライセンスが供与される時点で存在する当社グループの知的財産を使用する権利を提供するものと判定された場合には、ライセンスを供与する約束を、一時時点で充足される履行義務として会計処理しております。

ただし、上記にかかわらず、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーに係る収益は、以下の事象のうち遅い方が発生する時点または発生するにつれて認識しております。

- ① その後の売上または使用が発生する。
- ② 売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーの一部または全部が配分されている履行義務が充足（または部分的に充足）されている。

(11) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性項目は、決算日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算しております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の為替レートで、収益及び費用は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで換算しております。当該換算により生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分した期の純損益に振り替えております。

(12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。以下の基準の適用が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IAS第12号	法人所得税	単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理を明確化

(会計上の見積りに関する注記)

1. 非金融資産の減損

連結財政状態計算書において、有形固定資産114,586百万円、のれん15,287百万円、無形資産117,621百万円を計上しております。これらの資産の減損テストにおける回収可能価額の算定において、事業計画における売上予測及び割引率、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性等において仮定を設定しています。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、回収可能価額が低下する場合には、減損損失を計上する可能性があります。

2. Tetra Therapeutics, Inc.の企業結合から識別した無形資産の評価

当連結会計年度において、仕掛研究開発資産等に対して連結損益計算書において12,926百万円の減損損失を認識しております。その主な内訳は、過年度においてTetra Therapeutics, Inc.の企業結合から識別した、アルツハイマー治療薬及び脆弱X症候群治療薬に係る無形資産の内、アルツハイマー治療薬としての第Ⅱ相試験段階にあるzatolmilastの開発計画の見直しに伴い、回収可能価額をゼロとして評価しており、当該無形資産について、連結損益計算書に減損損失12,404百万円を計上したものであります。

一方で、脆弱X症候群治療薬として第Ⅱ/Ⅲ相試験段階にあるzatolmilastについては連結財政状態計算書において無形資産として12,035百万円を計上しております。

仕掛研究開発資産として計上された無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、規制当局からの販売承認を得て、使用可能な状態になるまで償却をせず、減損の兆候がある場合にはその都度及び減損の兆候の有無に関わらず毎年減損テストを実施しております。脆弱X症候群治療薬に係るzatolmilastの減損テストを実施するにあたり、仕掛研究開発資産の回収可能価額を処分費用控除後の公正価値により測定しております。公正価値は超過収益法により算定しており、重要な仮定は、上市前の製品についての規制当局による販売承認の可能性、上市後の販売予測の構成要素である想定薬価、マーケットシェアを加味した想定患者数及び割引率であります。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、回収可能価額が低下する場合には、追加で減損損失を計上する可能性があります。

3. 非上場株式 (ViiV Healthcare Ltd.) の公正価値測定

連結財政状態計算書において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として、抗HIV薬の開発、製造及び販売を行う非上場企業であるViiV Healthcare Ltd. (以下「ViiV社」という)の株式を233,943百万円計上しております。ViiV社株式の公正価値は、将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能な市場データに基づかないインプットを利用する評価技法によって算定しております。公正価値測定における重要な仮定は、各製品のピークセールス及び割引率であります。これらのうちピークセールスは、競合製品の販売動向及び会社の開発や販売戦略の影響を受け、割引率は、市場金利やその他の市場環境の影響を受け、総資産及び資本に影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 358百万円
その他の金融資産 36百万円
2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 182,851百万円
投資不動産の減価償却累計額 322百万円
3. 保証債務
下記の会社の債務に対して債務保証を行っております。
ペプチスター株式会社 9,000百万円
(注) 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)から医療研究開発革新
基盤創成事業として締結された環境整備契約に基づく債務であります。
2. 当社グループ以外の2社と連帯保証を行っております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. ライセンス移管に伴う利益
インチュニブ・ビバンセのライセンスを武田薬品工業株式会社に移管したことに伴い、受領した対価と認識を中止した無形資産との差額25,008百万円を連結損益計算書の「ライセンス移管に伴う利益」に表示し、売上総利益に含めております。当該利益はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づく収益ではありませんが、当社グループは、仕掛研究開発資産・販売権等の無形資産への投資の回収方法として、自社による製造及び販売による収益の獲得、他社への導出による一時金及びロイヤリティー収入の受領等、その時点における最適な方法を採用しており、本取引についても、それらの投資回収方法の一つであります。そのため、売上総利益に含めて表示することで財務諸表利用者への有用な情報提供に資すると判断しております。

2. その他の収益の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
減損損失戻入	4,663
事業譲渡益	1,200
その他	330
合計	6,194

- (注) 1. 「減損損失戻入」は、過年度減損損失を計上した販売権について販売見直し改善により戻入を計上したものであります。
2. 「事業譲渡益」は、当社グループにおいて実施していた保険代理店事業を売却したことによるものであります。

3. その他の費用の主な内訳

(単位：百万円)

	金額
減損損失	12,926
特別退職金	7,255
漏出対応費用	735
固定資産除却損	567
寄付金	540
持分法による投資損失	123
訴訟関連費用	59
その他	2,133
合計	24,342

(注) 1. 「減損損失」は、主に仕掛研究開発資産に係る開発計画の見直しに伴うものであります。詳細は、(会計上の見積りに関する注記)「2. Tetra Therapeutics, Inc.の企業結合から識別した無形資産の評価」をご参照ください。

2. 「特別退職金」は、主に特別早期退職プログラムの実施に係るものであります。

3. 「漏出対応費用」は、金ヶ崎工場敷地内におけるジクロロメタンの漏出対応に係るものであります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	307,386,165	－	－	307,386,165
合計	307,386,165	－	－	307,386,165
自己株式 普通株式	13,080,279	10,846,109	31,800	23,894,588
合計	13,080,279	10,846,109	31,800	23,894,588

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加10,846,109株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加10,842,100株、単元未満株式の買取による増加2,209株、譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加1,800株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少31,800株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	22,297百万円	75円	2023年3月31日	2023年6月22日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	22,071百万円	75円	2023年9月30日	2023年12月1日

- (注) 2023年6月21日定時株主総会及び2023年10月31日取締役会決議による配当の総額には、シオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託口（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）が保有する当社株式に対する配当金225百万円がそれぞれ含まれております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	24,351百万円	利益剰余金	85円	2024年3月31日	2024年6月21日

- (注) 2024年6月20日定時株主総会決議による配当の総額には、シオノギ感染症研究振興財団に係る三井住友信託銀行株式会社の信託口（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)）が保有する当社株式に対する配当金255百万円が含まれておりません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
新株予約権

	塩野義製薬株式会社 2011年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2012年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2013年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2014年度新株予約権
発行決議の日	2011年 6月24日	2012年 6月27日	2013年 6月26日	2014年 6月25日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	15,600株	25,500株	13,700株	16,700株

	塩野義製薬株式会社 2015年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2016年度新株予約権	塩野義製薬株式会社 2017年度新株予約権
発行決議の日	2015年 6月24日	2016年 6月23日	2017年 6月22日
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	10,100株	8,700株	10,500株

(注) 権利行使期間は到来しておりますが、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、以下のとおり定めております。

- ① 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。
- ② 新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である執行役員は、当社執行役員を退任した日または当社との雇用契約（定年後の再雇用に係る雇用契約を除く。）が終了した日のいずれか遅い日の翌日から起算して10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。
なお、新株予約権者の執行役員が新たに当社取締役に選任された場合は、取締役の退任時まで行使できないものといたします。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク等）に晒されており、当該リスクを回避または低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、主に医薬品の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は自己資金を利用しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 信用リスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、社内で定められた手順に従い、営業債権について、経理財務部及び関連部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規程により、同様の管理を行っております。

また、デリバティブ取引は、カウンターパーティーの信用リスクに晒されております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが、期限の到来した金融負債の返済義務を履行できなくなるリスクであります。当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 市場リスク

① 為替変動リスク

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権債務、予定取引及びグループ会社に対する貸付金及び借入金は、為替変動リスクに晒されております。当社は、外貨建ての営業債権債務等について、通貨別に把握した為替変動リスクに対して、為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

② 市場価格の変動リスク

当社グループは、債券や取引先企業等の株式を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、株式については保有状況を継続的に見直すことにより管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

なお、連結財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品及び公正価値と帳簿価額が近似している金融商品は、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融商品		
債券（非流動）	2,755	2,902

(注) 債券（非流動）の公正価値は、主に取引所の価格または取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり区分しております。

レベル1：活発な市場における無調整の相場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外で、直接または間接的に観察可能な価格により測定された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値

公正価値のヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
償却原価で測定する金融商品				
債券（非流動）	2,146	—	756	2,902
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
出資金	—	—	3,244	3,244
その他	—	—	499	499
小計	—	—	3,744	3,744
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式及び出資金	35,685	—	247,579	283,264
その他	—	—	470	470
小計	35,685	—	248,049	283,734
合計	37,831	—	252,550	290,382
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	5,670	—	5,670
条件付対価	—	—	8,092	8,092
合計	—	5,670	8,092	13,763

- (注) 1. レベル1の金融資産には、上場株式等が含まれております。
2. レベル2の金融負債は、為替予約取引等のデリバティブ金融負債であります。これらの公正価値は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。
3. レベル3の金融資産は、主として非上場株式及び出資金であります。これらの公正価値は、純資産価値に基づく評価技法、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法またはその他の評価技法を用いて算定しております。担当者が関連する社内規程に従い、または外部の評価専門家を利用し、リスク、特徴及び性質を適切に反映できる評価技法を決定した上で公正価値を算定しております。また、公正価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フロー及び割引率等の観察可能でないインプットを用いております。割引将来キャッシュ・フローに基づく公正価値の算定にあたっては、各製品のピークセールスの仮定を用いており、各製品のピークセールスが上昇（低下）した場合には公正価値が増加（減少）する関係にあります。なお、各製品のピークセールスが1%上昇または低下した場合の公正価値に与える影響額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	各製品のピークセールス	
	+ 1 %	△ 1 %
2024年3月31日残高	700	△ 700

また、8.9%~9.1%の加重平均資本コストを用いており、加重平均資本コストが上昇（低下）した場合には公正価値が減少（増加）する関係にあります。なお、加重平均資本コストが1%上昇または低下した場合の公正価値に与える影響額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	加重平均資本コスト	
	+1%	△1%
2024年3月31日残高	△5,160	5,542

4. 条件付対価は、研究開発の状況等に応じて支払うマイルストーンであり、その公正価値は、当該研究開発が成功する可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。重大な観察可能でないインプットである研究開発が成功する可能性が高くなった場合、公正価値は増加します。

(2) レベル3に区分された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	公正価値で測定される金融商品
期首残高	205,493
利得及び損失の合計	
純損益 (注) 1	△463
その他の包括利益	38,585
購入	8,535
売却	△9
レベル3からの振替 (注) 2	△250
その他	△98
期末残高	251,794
当連結会計年度末に保有している資産について純損益に計上した未実現損益の変動	△463

(注) 1. 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. レベル3からの振替は、投資先が取引所に上場したことによるものであります。

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、主に日本国内の各地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
27,768	29,660

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 投資不動産の公正価値は、主として外部の不動産鑑定士による評価に基づく金額（指標等を用いて自社で調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 売上収益の内訳

(単位：百万円)

	金額
国内医療用医薬品の売上収益	126,106
輸出及び海外子会社の売上収益	49,913
製造受託の売上収益	17,608
一般用医薬品の売上収益	14,649
ロイヤリティー収入	200,359
その他の売上収益	1,436
売上収益合計	410,073

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、区分掲記していた「COVID-19関連製品の売上収益」は、管理区分の見直しを行ったため、当連結会計年度より、「国内医療用医薬品の売上収益」に含めて表示しております。この見直しを前連結会計年度に適用した場合、前連結会計年度の売上収益は、「COVID-19関連製品の売上収益」が104,696百万円減少し、「国内医療用医薬品の売上収益」が104,696百万円増加することとなります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結損益計算書の「売上収益」は、顧客との契約から認識した収益及びその他の源泉から認識した収益であります。その他の源泉から認識した収益に重要性はありません。

当社グループの売上収益は、以下の内容から構成されております。国内医療用医薬品の売上収益には、日本国内における医療用医薬品の販売収入、コ・プロモーション契約に係る報酬が含まれております。輸出及び海外子会社の売上収益には、輸出取引による医療用医薬品等の販売収入、海外子会社での医療用医薬品等の販売収入及び医療用医薬品等に係るロイヤリティー収入が含まれております。製造受託の売上収益には医薬品原薬の製造受託に係る収入が含まれております。一般用医薬品の売上収益には、当社ならびに国内子会社における一般用医薬品の販売収入及びロイヤリティー収入が含まれております。ロイヤリティー収入には、当社及び国内子会社における医療用医薬品等に係るロイヤリティー収入が含まれております。その他の売上収益には、診断薬の販売収入及び国内子会社の売上収益等が含まれております。

日本国内及び海外における医療用医薬品及び一般用医薬品の販売においては、同一国内における販売については、契約上別途定めのない限り、顧客に製品が到着した時点、輸出販売については、貿易上の諸条件等に基づき顧客が当該製品に対する支配を獲得したと認められる時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね4ヵ月以内に受領しております。

なお、一部の取引においては、当社グループの製品の販売促進を目的として、関連する製品の販売数量等に基づき顧客にリベートを支払うことがあり、対価の額に変動性があります。変動対価の金額は契約条件等に基づき見積もり、取引価格を調整しております。しかし、顧客に支払うリベートの金額は合理的に見積り可能であることから、通常、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じることはなく、変動対価の見積りが制限されることはないと判断しております。

また、当社グループが販売する製品には、顧客が返品権を有するものが含まれております。これらの製品については、返品見込額を予想返品率に基づいて算定し、売上収益の金額から控除するとともに、同額の返金負債を計上しております。また、当社グループが販売する製品は、その性質上、再販売等が困難であるため、返金負債の決済時に顧客から製品を回収する権利についての資産は認識しておりません。

医薬品原薬の製造受託においては、原則として顧客に医薬品原薬が到着した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。また、取引の対価は、履行義務の充足後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与においては、ライセンス契約の相手方に対して、当社グループの保有する特許権等の知的財産を使用する権利を付与しております。当社グループは、これらの契約で供与する知的財産に重大な影響を与える活動を行う予定はないため、履行義務は一時点で充足されると判断しております。ライセンス供与は、顧客にライセンスを供与した時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で売上収益を計上しております。

ライセンス供与の対価は、主に、契約締結時に受領する契約金、研究開発の進捗や売上高等の所定の条件を満たした場合に受領するマイルストーン及び関連する製品の売上高または販売数量等に基づく一定料率のロイヤリティーとして、それぞれ対価の受領要件を満たした後、概ね2ヵ月以内に受領しております。

ライセンス供与の対価のうち、マイルストーンは、所定の条件を満たした場合に受領することができますが、当該条件を満たすか否かは不確実であるため、当社グループが権利を得ると見込まれる対価の金額に変動性があります。対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、権利を得ることとなる対価の金額を見積り、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めることとされており、マイルストーン受領の条件は、ライセンス供与後の顧客の判断や行動に依存しており、不確実性が長期間にわたり解消しないものであるため、不確実性が解消される際に、収益の重大な戻入れが生じる可能性があります。そのため、所定の条件を満たした場合にマイルストーンを受領するライセンス供与取引においては、変動対価の見積りが制限されており、

ただし、ライセンス供与の対価のうち、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーは、その後の売上または使用が発生するか、売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤリティーの一部または全部が配分されている履行義務が充足（または部分的に充足）されているか、いずれかのうち遅い方が発生する時点でまたは発生するにつれて売上収益を計上しております。

なお、契約開始時において、当社グループの製品またはサービスを顧客に提供する時点と顧客が当該製品またはサービスに対して支払いを行う時点との間の期間が1年以内になると見込まれる場合には、重大な金融要素の影響を調整しないことを選択しております。

また、当社グループでは、製品保証もしくは類似の権利の付された製品の販売は行っておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	顧客との契約から生じた債権			契約負債
	受取手形	売掛金	合計	
2023年4月1日残高	465	109,358	109,823	122
2024年3月31日残高	257	122,656	122,913	471

当連結会計年度末において契約資産の残高はありません。

売上収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、90百万円であります。

当連結会計年度において、過年度に充足した履行義務に関して認識した売上収益は、203,448百万円であります。これは、ライセンスを供与した時点で履行義務を充足したライセンス契約に係る対価のうち、当連結会計年度において所定の条件が達成され、当社グループが受領することが確定したマイルストーン及びロイヤリティーを売上収益として計上したものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(3) 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度末において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産はありません。なお当社グループは、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産の償却期間が1年以内である場合には、これらのコストを発生時に費用として認識することを選択しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	4,356円65銭
基本的1株当たり当期利益	558円51銭
希薄化後1株当たり当期利益	558円32銭

(企業結合に関する注記)

当社グループは、2023年6月25日付で、Qpex Biopharma, Inc. (以下「Qpex社」という) を完全子会社化する契約を締結し、2023年7月5日付にて子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	Qpex Biopharma, Inc.
被取得企業の事業の内容	感染症領域における医薬品の研究・開発
取得日	2023年7月5日

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループが買収したQpex社は、薬剤耐性 (Antimicrobial resistance : AMR) を持つ細菌を標的とする新規抗菌薬の創薬・開発に焦点を当てた製薬企業であり、多様なβ-ラクタマーゼに対して広域阻害スペクトラムを有する新規β-ラクタマーゼ阻害剤であるボロン酸誘導体xeruborbactamを創出しています。xeruborbactamは薬剤耐性のあるグラム陰性菌によって引き起こされる感染症に対して、カルバペネム系抗生物質meropenemを併用薬とする注射剤OMNlvance[®]とセフェム系抗生物質ceftibutenを併用とする経口剤ORAvance[™]として臨床開発が進められています。また、新規抗菌薬の探索や臨床開発の豊富な経験を有しているのみならず、米国において生物医学先端研究開発機構 (BARDA) をはじめとする各規制当局などとの豊富な外部ネットワークを構築しています。

Qpex社のAMRに対する有望な開発品や抗菌薬研究開発のケイパビリティ、米国における外部ネットワークは、当社グループのビジネスの方向性と合致しており、シナジー効果の発揮を期待できることから、このたびQpex社の全株式を取得し、同社を完全子会社化する契約の締結に至りました。

(3) 取得した議決権付資本持分の割合

取得直前に所有していた議決権比率	0.00%
取得日に取得した議決権比率	100.00%
取得後の議決権比率	100.00%

2. 被取得企業の取得対価の公正価値及びその内訳

現金による取得対価	16,515百万円
条件付対価の公正価値	1,865百万円
取得の対価	18,381百万円

3. 条件付対価

条件付対価は、今後の開発の達成状況等に応じて支払うマイルストーンであり、最大40百万米ドルを支払う可能性があります。

4. 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値
(単位：百万円)

	金額
取得対価の公正価値	18,381
取得資産及び引受負債の公正価値	
無形資産 (注) 2	16,822
現金及び現金同等物	436
その他の流動資産	242
その他の非流動資産	0
その他の流動負債	△493
繰延税金負債	△3,684
取得資産及び引受負債の公正価値 (純額)	13,323
のれん (注) 3	5,057
合計	18,381

(注) 1. 当連結会計年度末において、取得日における識別可能資産及び負債の公正価値を算定し、取得対価の配分が完了しております。

2. 無形資産は製品に係る仕掛研究開発資産であります。

3. のれんの内容は、主に期待される将来の収益力に関連して発生したものであります。なお、認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものではありません。

5. 取得関連費用

176百万円

取得関連費用は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれています。

6. 取得に伴うキャッシュフロー

現金による取得対価	16,515百万円
取得日に受け入れた現金及び現金同等物	436百万円
子会社の取得による支出	16,079百万円

7. 業績に与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の消却)

当社は、2023年7月31日開催の取締役会決議において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2024年4月17日付で自己株式を消却いたしました。

1. 自己株式の消却を行った理由

株主還元強化、資本効率の向上ならびに機動的な資本政策の遂行を図るため

2. 消却した株式の種類

当社普通株式

3. 消却した株式の総数

10,842,100株

4. 消却実施日

2024年4月17日

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
(資産の部)	(840,570)	(768,120)	(負債の部)	(91,076)	(155,230)
流 動 資 産	444,001	417,503	流 動 負 債	83,719	113,602
現金及び預金	196,185	161,639	買掛金	7,175	7,916
売掛金	110,124	97,672	未払金	24,683	23,285
有価証券	67,500	49,508	未払費用	4,447	9,371
商品及び製品	11,435	10,360	未払法人税等	8,923	34,154
仕掛品	15,864	12,866	預り金	1,043	2,047
原材料及び貯蔵品	29,026	34,516	賞与引当金	4,868	4,666
前渡金	445	31,774	役員賞与引当金	156	182
短期貸付金	3	3	その他の	32,420	31,978
その他の他	13,691	19,161	固定負債	7,357	41,627
貸倒引当金	△275	－	長期借入金	－	33,116
固定資産	396,569	350,616	退職給付引当金	6,535	8,045
有形固定資産	79,387	78,162	その他の他	822	466
建物	26,938	26,890	(純資産の部)	(749,494)	(612,890)
構築物	990	1,074	株主資本	732,937	599,064
機械及び装置	5,376	6,268	資本金	21,279	21,279
車両及び運搬具	11	20	資本剰余金	16,392	16,392
工具、器具及び備品	4,808	4,809	資本準備金	16,392	16,392
土地	8,265	8,265	利益剰余金	833,154	624,465
リース資産	841	61	利益準備金	5,388	5,388
建設仮勘定	32,153	30,772	その他利益剰余金	827,765	619,077
無形固定資産	8,871	7,926	固定資産圧縮積立金	2,632	2,724
ソフトウェア	5,272	4,398	オープンイノベーション促進積立金	1,387	137
販売権	1,237	1,467	別途積立金	368,645	368,645
その他	2,360	2,060	繰越利益剰余金	455,100	247,570
投資その他の資産	308,311	264,527	自己株式	△137,889	△63,074
投資有価証券	50,594	46,295	評価・換算差額等	16,305	13,574
関係会社株式	158,893	159,608	その他有価証券評価差額金	17,113	14,887
関係会社出資金	11,151	30	繰延ヘッジ損益	△807	△1,313
長期前払費用	25,823	2,080	新株予約権	251	251
前払年金費用	34,487	32,205	負債・純資産合計	840,570	768,120
繰延税金資産	25,637	22,145			
その他の他	2,019	2,204			
貸倒引当金	△296	△42			
資産合計	840,570	768,120			

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
売 上 高	345,761	369,499
売 上 原 価	59,039	56,135
売 上 総 利 益	286,721	313,363
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 (うち 研 究 開 発 費)	177,743 (108,924)	180,088 (107,526)
営 業 利 益	108,978	133,274
営 業 外 収 益	159,080	6,650
受 取 利 息 及 び 配 当 金	154,957	3,195
雑 収 入	4,123	3,454
営 業 外 費 用	9,437	4,926
支 払 利 息	1,342	894
雑 支 出	8,095	4,032
経 常 利 益	258,621	134,998
特 別 利 益	33,316	4,968
ラ イ セ ン ス 移 管 に 伴 う 利 益	25,008	—
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,307	2,664
関 係 会 社 株 式 売 却 益	0	—
固 定 資 産 売 却 益	—	2,303
特 別 損 失	10,633	1,527
特 別 退 職 金	7,255	—
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,177	1,020
関 係 会 社 株 式 評 価 損	199	—
減 損 損 失	—	507
税 引 前 当 期 純 利 益	281,303	138,438
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33,710	45,929
法 人 税 等 調 整 額	△5,467	△14,857
当 期 純 利 益	253,060	107,367

株主資本等変動計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰上 償還 益	評価・換算 差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金										
					固定資産 圧縮 積立金	オープン イノベーション 促進税制 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金							
当期首残高	21,279	16,392	-	5,388	2,724	137	368,645	247,570	△63,074	599,064	14,887	△1,313	13,574	251	612,890
当期変動額															
固定資産圧縮積立金の取崩					△91			91		-					-
オープンイノベーション促進税制積立金の積立						1,250		△1,250		-					-
剰余金の配当								△44,369		△44,369					△44,369
当期純利益								253,060		253,060					253,060
自己株式の取得									△75,013	△75,013					△75,013
自己株式の処分			△3						198	195					195
その他			3					△3		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											2,225	505	2,731		2,731
当期変動額合計	-	-	-	-	△91	1,250	-	207,529	△74,814	133,873	2,225	505	2,731	-	136,604
当期末残高	21,279	16,392	-	5,388	2,632	1,387	368,645	455,100	△137,889	732,937	17,113	△807	16,305	251	749,494

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

(市場価格のない株式等以外のもの)

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法

(投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの))

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 運用目的の金銭信託

時価法

(3) デリバティブ

時価法

(4) 棚卸資産

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～60年

機械及び装置 4～17年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (主として5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 為替予約取引及び通貨オプション取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …… 外貨建金銭債権債務及び予定取引、借入金

(3) ヘッジ方針

当社は外貨建金銭債権債務及び予定取引に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨オプション取引を行っております。また、借入金に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

貸借対照表において関係会社株式を158,893百万円計上しており、このうち米国子会社であるTetraTherapeutics Inc. (以下「Tetra社」という)株式の帳簿価額は18,593百万円であります。

Tetra社を含む一部の関係会社株式の取得にあたっては、同社の超過収益力および取得時に識別された無形固定資産を加味した価額で株式を取得しております。これらの株式の実質価額の算定にあたり、各社の財務諸表を基礎に、企業結合により識別した無形固定資産を加味しております。実質価額算定上の重要な仮定は、当該無形固定資産の対象製品についての規制当局による販売承認の可能性、上市後の販売予測の構成要素である想定販売単価、マーケットシェアを加味した想定患者数及び割引率であります。これらの見積りは、将来の経済状況の変動によって影響を受け、無形固定資産が毀損すること等により実質価額が低下する場合には、評価損を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	
2. 有形固定資産の減価償却累計額	61,543百万円
3. 保証債務	
下記の会社の債務に対して債務保証を行っております。	
ペプチスター株式会社	9,000百万円
(注) 1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)から医療研究開発革新 基盤創成事業として締結された環境整備契約に基づく債務であります。	
2. 当社以外の2社と連帯保証を行っております。	
4. 関係会社に対する金銭債権	3,487百万円
関係会社に対する金銭債務	14,979百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。	
2. 関係会社との取引高	
営業取引高	96,898百万円
営業取引以外の取引高	153,915百万円
3. ライセンス移管に伴う利益	
インチュニブ・ビバンのライセンスを武田薬品工業株式会社に移管したことによるものです。	
4. 特別退職金	
主に特別早期退職プログラム実施に係るものであります。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	20,894,588株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	36,105百万円
研究開発費	27,086百万円
投資有価証券評価損	2,371百万円
賞与引当金	1,489百万円
未払事業税	886百万円
その他	10,089百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産 小計	78,029百万円
評価性引当額	△34,396百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産 合計	43,632百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△8,553百万円
その他有価証券評価差額金	△7,315百万円
固定資産圧縮積立金	△1,160百万円
投資有価証券交換益	△965百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債 合計	△17,995百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産の純額	25,637百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				仕入 (注) 1	49,755	買掛金	4,608
子会社	シオノギ ファーマ(株)	所有 直接100%	当社製品の製造委託 試験・分析委託	資金の預り	22,000	—	—
				預り金の返済	22,000	—	—
				利息の支払 (注) 2	10	—	—
子会社	Shionogi B. V.	所有 直接100%	当社製品の開発委託 製造販売委託	借入金の返済	37,108	—	—
				利息の支払 (注) 3	1,320	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。

2. 預り金の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

3. 借入金の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	手代木 功	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分 (注)	79	—	—
役員	澤田 拓子	被所有 直接0.0%	当社取締役	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分 (注)	36	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に基づく、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,615円24銭
1株当たり当期純利益	863円36銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	863円6銭

(収益認識に関する注記)

連結計算書類 連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(後発事象に関する注記)

連結計算書類 連結注記表をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中澤 直規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類 すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用してている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

塩野義製薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中澤 直規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

塩野義製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 旦 印

常勤監査役 加藤 育雄 印

社外監査役 藤沼 亜起 印

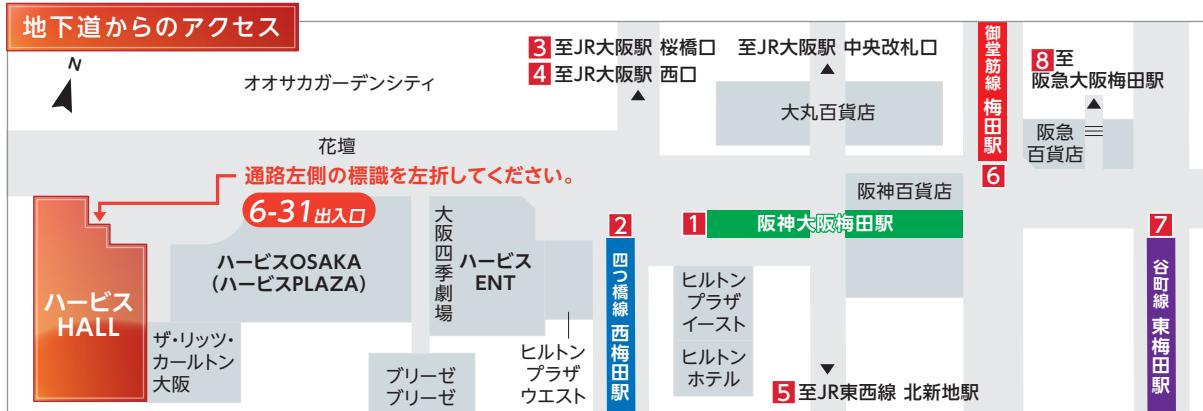
社外監査役 奥原 圭一 印

社外監査役 後藤 順子 印

以上

株主総会 会場 **ハービスHALL**

大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA地下2階
<https://www.herbis-hall.com>



交通のご案内

- 1 阪神大阪梅田駅(西改札)より徒歩6分
- 2 Osaka・Metro四つ橋線西梅田駅(北改札)より徒歩6分
- 3 JR大阪駅(桜橋口)より徒歩7分
- 4 JR大阪駅(西口)より徒歩約6分
- 5 JR東西線北新地駅(西改札)より徒歩10分
- 6 Osaka・Metro御堂筋線梅田駅(南改札)より徒歩10分
- 7 Osaka・Metro谷町線東梅田駅(北改札)より徒歩10分
- 8 阪急大阪梅田駅より徒歩15分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場は
 ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

📍 会場内で配慮を必要とされる方は、準備の都合上6月13日(木曜日)までに【代表電話:06-6202-2161】へご連絡ください。

